本文

官報

昭和八年四月十二日
第千八百八十二號　水曜日

達

◎陸達第九號
昭和八年度ニ限リ大正十四年陸達第三十五號中左ノ通變更ス
昭和八年四月十二日
陸軍大臣　荒木　貞夫

陸軍歩兵學校教導隊ノ關中五月上旬交代スベキ軍曹、伍長中二名ヲ七月一日迄、同隊ノ六月上旬交代スベキ其ノ他ノ兵中某幹兵ヲ除クノ外五十五名ヲ七月一日迄、八名ヲ九月三十日迄殘留セシムルコトヲ得

陸軍工兵學校教導大隊ノ關中九月中旬歸隊スベキ軍曹、伍長中摘要ニ依ルモノヲ除クノ外二名ヲ同時期ニ交代スベキ其ノ他ノ兵中某幹兵ヲ除クノ外百二十四名ヲ十月十日迄殘留セシムルコトヲ得

（參照）
大正十四年七月十日　陸達第三十五號ハ教導隊及練習隊下士官兵分遣時期ニ關スル件ナリ

告示

◎内務省告示第九十九號
明治三十六年内務省告示第四十五號砂防法第二條ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地ノ指定中ヨリ左記ヲ除ク
昭和八年四月十二日
内務大臣　男爵　山本　達雄

郡名	村名	大字名	字名	地番
兵庫縣				
佐用	久崎	櫛田	瀧谷	一三〇ノ七九、一三〇ノ一三六、一三〇ノ一四二、一三〇ノ一三六以下八一三〇ノ七九ヨリ分筆）
同	同	須山		五九五ノ四〇、五九五ノ一〇二、五九五ノ一一一（五九五ノ一〇二以下八五九五ノ四〇ヨリ分筆）

◎内務省告示第百號
砂防法第二條ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地左ノ通指定ス
昭和八年四月十二日
内務大臣　男爵　山本　達雄

郡名	町村名	大字名	字名	地番
宮城縣				
玉造	鬼首	中江	及同地先下流江合川合流點ニ至ル荒砥澤國有	一ノ二
同	同	久須	河川敷ノ全部	一ノ三
同	同	梨ノ木		二〇四、二〇五、二一〇、六
同	鳴子	南尾沼	及上記各土地地先ノ國有河川敷全部	一八、一九
				四ノ二、七七ノ三、七八ノ一、七八ノ五、七九ノ四
			南尾沼七ノ番同八一番地先ヨリ下流大谷川合流點ニ至ル小野澤國有河川敷全部	三八三九ノ一四、一ノ二、四四ノ三四六、四四七、四四九、五〇ノ二自七九至八一、八四、八五、八九、九〇

◎内務省大藏省告示第一號
昭和七年勅令第二百三十六號地方債許可竝行特例第三條ノ規定ニ依リ事業ノ範圍ヲ指定スルコト左ノ如シ
昭和八年四月十二日
内務大臣　男爵　山本　達雄
大藏大臣　高橋　是清

一昭和八年三月十五日公布ノ昭和八年度歳入歳出總豫算竝ニ昭和八年三月二十八日公布ノ昭和八年度歳入歳出總豫算追加ニ依ル國庫ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル北海道又ハ府縣ノ道路、河川、砂防、港灣ニ關スル土木事業ニシテ其ノ事業費財源タル起債ニ付國庫ヨリ利子ノ補給アルモノ竝ニ同補助ニ基ク北海道若ハ府縣ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル市町村又ハ之ニ準ズルモノノ道路、河川、砂防、港灣ニ關スル土木事業ニシテ其ノ事業費財源タル起債ニ付國庫ノ利子補給ニ基ク北海道若ハ府縣ノ利子補給アルモノ

一昭和八年三月十五日公布ノ昭和八年度歳入歳出總豫算竝ニ依ル國庫ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル北海道又ハ府縣ノ農業土木事業竝ニ同補助ニ基ク北海道若ハ府縣ノ補助ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル市町村又ハ之ニ準ズルモノノ農業土木事業ニシテ其ノ事業費財源ニ充當スル爲大藏省預金部ヨリ農業土木事業資金ノ融通アルモノ

一國庫ヨリ都市失業應急事業費補助ノ支給ヲ受ケ昭和八年度ニ於テ施行スル北海道、府縣又ハ市町村若ハ北海道一級町村ノ道路、河川、下水道事業ニシテ事業費總額三十万圓ヲ超エザルモノ但シ事業ノ翌年度ニ繼續スルモノヲ除ク

◎大藏省告示第七十三號
曩ニ砂糖消費稅法施行規則第九條ノ三ニ依リ指定シタル内地移入戰移入場ニ昭和八年四月十一日左記ノ通追加指定シタリ
昭和八年四月十二日
大藏大臣　高橋　是清

同	同	星沼	二九ノ二
同	同	川渡	七ノ内昭和四年二月二十三日内務省告示第四十五號砂防指定地境界測量ヨリF境界ヨリ下流道路ト水路ニ夾マレタル區域全部及同ヨリF境界ヨリ下流同字一〇〇番地先ニ至ル樂澤國有河川敷全部
同	大口	入澤	自二四至二六、自三六至三九、四九ノ一、四九ノ二、六九ノ二、七〇ノ二、七一、七二ノ二、九八ノ二、一〇一、一二四ノ二、一二五ノ二
同	同	石ノ梅	一〇〇ノ内九八番ノ一ト九八番ノ二トノ境界線ノ延長線ヨリ西方水路ニ夾マレタル區域ノ全部
同	同	樂澤	一九、一〇一ノ一、三一ノ二、三二、自六七至七〇、六九ノ一、八二八三、四
同	刈田	沓地	三六及一番ノ一地先、松川沿岸國有地
同	宮	西裏山	以上各土地及字石ノ梅一九番地先ヨリ下流樂澤八三番地先ニ至ル樂澤國有河川敷ノ全部
同	刈田	西裏	上記各土地及同地先松川國有河川敷全部

倉庫所在地	倉庫名稱及番號	移入場主住所及名稱
宮城縣宮城郡多賀城村字會神一本松鹽釜築港埋立地	鹽釜倉庫株式會社鹽釜倉庫B四號	宮城縣宮城郡鹽釜町四百八十八番地鹽釜倉庫株式會社

◎大藏省告示第七十四號

私設保稅工場ニ於ケル作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類追加ノ件左ノ通許可アリタリ

昭和八年四月十二日

大藏大臣　高橋　是清

一、保稅工場ノ位置、名稱及許可年月日

位置	名稱	許可年月日
大字唐津千四百三十六番地及千四百三十七番地	瀨戸吉治私設保稅工場	昭和八年四月一日

一、追加スヘキ使用貨物ノ種類

(イ)外國貨物　混合飼料

(ロ)內國貨物　粟、麩、胡麻、飴糖、菜子油糟

◎文部省告示第百七十九號

神奈川縣平塚市ニ設置セル私立中郡盲人學校竝ニ私立中郡聾話學校ノ設立者ヲ昭和八年四月ヨリ神奈川縣ニ變更シ夫々神奈川縣立盲人學校竝ニ神奈川縣立聾唖學校ト改稱ノ件昭和八年四月一日認可セリ

昭和八年四月十二日

文部大臣　鳩山　一郎

◎文部省告示第百八十號

神奈川縣平塚市ニ設置セル神奈川縣立聾唖學校ヲ昭和八年四月一日ヨリ神奈川縣立盲唖學校ト改稱ノ件昭和八年四月一日認可セリ

昭和八年四月十二日

文部大臣　鳩山　一郎

◎文部省告示第百八十一號

神奈川縣平塚市ニ設置セル神奈川縣立盲人學校ヲ昭和八年四月ヨリ神奈川縣立盲唖學校ト改稱ノ件昭和八年四月一日認可セリ

昭和八年四月十二日

文部大臣　鳩山　一郎

◎文部省告示第百八十二號

長野縣更級郡稻荷山町ニ設置セル長野縣稻荷山實科高等女學校ヲ昭和九年三月限廢止ノ件昭和八年四月十一日認可セリ

昭和八年四月十二日

文部大臣　鳩山　一郎

◎文部省告示第百八十三號

職業學校規程ニ依リ左記實業學校ヲ設置シ昭和八年四月ヨリ開校ノ件昭和八年三月二十一日認可セリ

昭和八年四月十二日

文部大臣　鳩山　一郎

名稱	位置	設立者	修業年限	入學資格	學科及程度
京都理髮學校	京都府京都市中京區丸太町通	竹原富三外一名	二年	高等小學校卒業程度	理髮術、衛生學、解剖生理學、實習

◎文部省告示第百八十四號

東京府東京市小石川區ニ設置セル東京五中夜學校竝ニ同向島區ニ設置セル東京七中夜學校ノ設立者ヲ昭和八年四月ヨリ東京府ニ變更シ同時ニ校名ヲ夫々東京府立五中夜間中學竝ニ東京府立七中夜間中學ト變更ノ件昭和八年三月三十一日認可セリ

昭和八年四月十二日

文部大臣　鳩山　一郎

◎文部省告示第百八十五號

明治十四年文部省達第四號ニ依リ左記學校ヲ設置シ昭和八年四月一日ヨリ開校ノ件昭和八年三月三十一日認可セリ

昭和八年四月十二日

文部大臣　鳩山　一郎

名稱竝位置	修業年限	入學資格	學科及程度
東京府立三中夜間中學　東京府東京市本所區	五年	尋常小學校卒業程度	修身、國語、英語、第二外國語、數學、歷史、地理、理科、圖畫、體操
東京府立四中夜間中學　東京府東京市牛込區	五年	尋常小學校卒業程度	修身、國語、英語、第二外國語、數學、歷史、地理、理科、圖畫、體操
東京府立六中夜間中學　東京府東京市四谷區	五年	尋常小學校卒業程度	修身、國語、英語、第二外國語、數學、歷史、地理、理科、圖畫、體操

◎逓信省告示第八百十號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「新京丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
武丸託送（太平洋漁業株式會社武丸）	JIPC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十一號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「正木丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
松丸託送（太平洋漁業株式會社松丸）	JDIC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十二號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「尾崎三星丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
尾崎三星丸託送（尾崎三星汽船株式會社尾崎三星丸）	JGTE	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十三號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「正木丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
正木丸託送（正木鑛業株式會社正木丸）	JIPB	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十四號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
第六紫蘭丸託送（東京中央電信局）	JGSE	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十五號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「松丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
松丸託送（太平洋漁業株式會社松丸）	JDIC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十六號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「武丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
武丸託送（太平洋漁業株式會社神武丸）	JIPC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十七號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「正木丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
正木丸託送（正木鑛業株式會社正木丸）	JIPB	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十八號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
第六紫蘭丸託送（東京中央電信局）	JGSE	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百十九號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「尾崎三星丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
尾崎三星丸託送（尾崎三星汽船株式會社尾崎三星丸）	JGTE	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「松丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
松丸託送（太平洋漁業株式會社松丸）	JDIC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十一號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「武丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
武丸託送（太平洋漁業株式會社神武丸）	JIPC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十二號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「正木丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
正木丸託送（正木鑛業株式會社正木丸）	JIPB	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十三號

昭和八年四月十日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
第六紫蘭丸託送（東京中央電信局）	JGSE	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十四號

昭和八年四月十一日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「尾崎三星丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
尾崎三星丸託送（尾崎三星汽船株式會社尾崎三星丸）	JGTE	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十五號

昭和八年四月十一日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「松丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
松丸託送（太平洋漁業株式會社松丸）	JDIC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十六號

昭和八年四月十一日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「武丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
武丸託送（太平洋漁業株式會社神武丸）	JIPC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十七號

昭和八年四月十一日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「正木丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
正木丸託送（正木鑛業株式會社正木丸）	JIPB	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十八號

昭和八年四月十一日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
第六紫蘭丸託送（東京中央電信局）	JGSE	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百二十九號

昭和八年四月十一日ヨリ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「尾崎三星丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
尾崎三星丸託送（尾崎三星汽船株式會社尾崎三星丸）	JGTE	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎逓信省告示第八百三十號

左記私設無線電信ハ昭和八年四月二日限リ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百三十一號

左記私設無線電信ハ昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百三十二號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所ヲ廢止ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	記事
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	閉鎖

◎逓信省告示第八百三十三號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所ヲ廢止ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	記事
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	閉鎖

◎逓信省告示第八百三十四號

昭和八年四月二日限リ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

◎逓信省告示第八百三十五號

昭和八年四月二日限リ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

◎逓信省告示第八百三十六號

昭和八年四月二日限リ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

◎逓信省告示第八百三十七號

昭和八年四月二日限リ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

◎逓信省告示第八百三十八號

昭和八年四月二日限リ大正十四年九逓信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「第六紫蘭丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

◎逓信省告示第八百三十九號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十號

左記私設無線電信ハ昭和八年四月二日限リ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十一號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十二號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十三號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十四號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十五號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十六號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十七號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十八號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百四十九號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十一號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十二號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十三號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十四號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十五號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十六號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十七號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十八號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百五十九號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十一號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十二號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十三號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十四號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十五號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十六號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十七號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十八號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百六十九號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十一號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十二號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十三號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十四號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十五號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十六號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十七號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十八號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓信省告示第八百七十九號

昭和八年四月二日限リ左記電信取扱所（閉鎖中）ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和八年四月十二日

逓信大臣　南　弘

名稱	位置	承繼局
第六紫蘭丸無線電信取扱所	栗林商船株式會社所屬汽船第六紫蘭丸	東京中央電信局

◎逓

和歌山縣　勝浦

同

秋田

同

石卷

同

（參照）
昭和六年七月逓信省告示第十四百號ヘ名勝史蹟等ニ因メル國營ヲ頒ハシタル運賃日附速用ノ件ナリ

◉鐵道省告示第百三十五號

昭和五年三月鐵道省告示第六十八號運帶運輸ヲ爲ス鐵道、軌道、航路及自動車竝運帶運輸ノ範圍第一條別表中左ノ通改正シ昭和八年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年四月十二日

鐵道大臣　三土　忠造

(81)

西武鐵道株式會社線ノ部中左ノ如ク改ム

鐵道、軌道、航路名欄中「西武鐵道株式會社」ヲ「西武鐵道株式會社線」ニ改メ鐵道線ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

自動車線	東北本線大宮驛
同	大宮驛

◉鐵道省告示第百三十六號

綿織物ニ對スル割引運賃左ノ通定ム

昭和八年四月十二日

鐵道大臣　三土　忠造

一品名	綿織物
一發驛	三津濱。松山。伊豫上灘
一著驛	汐留。靜岡。濱松。豐橋。名古屋。稻小路。梅田。東横濱。福井。金澤。高岡。富山。姫路。岡山。和歌山。長岡。新潟
一扱種別	貸切扱。小口扱
一期間	自昭和八年四月十二日至昭和八年十月十一日
一賃率	鐵道及航路普通賃率ノ二割五分減
一條件	○一發貸率ニ依リ本特定區間通計五○○瓲以上託送シタルモノニ對シ貨物運輸懷表竝收入拂戻取扱手續ニ依リ既收運賃ト本賃率ニ依ル運賃トノ差額ヲ拂戻スモノトス

正誤

去月九日內務省告示第六十三號、字名中「二一七頁下段「大神坊」ハ「下大神坊」ニ二一八頁上段「アクリ澤」ハ「マクリ澤」ノ誤ニ付更正ス

本月一日文部省令第十號重要美術品等ノ保存ニ關スル法律施行規則第一條及附則中「重要美術品等ノ保存ニ關スル法律」ハ「昭和八年法律第四十三號」ノ誤

昨十一日內務省告示第九十八號中二七二頁下段字名ノ部五行小池ノ口ノ地番「二番ノ四地先ハ至ル」ハ「二番ノ四地先ニ至ル」ノ誤植

敍任及辭令

◉昭和八年四月一日

正八位勳八等　長　省三
正八位　丸藤　冨藏
同　三輪　春雄
正八位勳八等　川村　大助
正八位　岡村　馨
同　佐藤儀三郎
正八位勳六等　高木　理吉
山村　盛重
大垣　光平
中井　良平
佐藤　哲夫
小澤　潔
勳七等　久保田千里
勳八等　竹島　清一
同　森　織衛
同　山田　文藏
同　岩井　武治
同　石井　桑藏
同　北爪舜太郎
同　津久井藤一郎
同　宮崎　貴
同　奥下　卓司
同　井上　順一
同　正岡　賴吉
垂水　彦市
河野　善七
口羽　義壽
伊賀上　武
溝口　亮一
井上　忠義
水田　登
小野　賢木
寺田　俊
寮　佐吉
布川　學而
渡部　精一
小林　與作
小島　茂喜
朝倉　廣隆
佐藤　精
喜多留三郎
泰　三郎
川崎關治郎
川添　政人
赤川　誠
中崎辰九郎
杉山　正世
牧山　政一
谷田　重矩
坂田　正贊
勳八等　工藤　正輔
同　高島德太郎
和島　茂藏

同　鈴木　友記
同　三浦　正助
同　持井半之助
同　西田助太郎
同　池田　清政
同　高村　力雄
同　淺川　正至
工藤福次郎
勳八等　大西千代三郎
尾崎　政市
勳八等　井上森太郎
目黒未馨至
向山滿左志
田口　小亮
池田　逸平
勳八等　稻葉　信恭
田村胤次郎
勳八等　宇田川定豐
同　大津　勝治
同　岡崎　孝一
同　永田　剛
黑田　照清
松谷　誠作
武見　五作
眞下　鶴次
佐藤　忠
尾形　倉吉
草野　榮
塚田善四郎
勳八等　稻葉　信恭
谷戸　銀三
高木市左衛門
宮本彦三郎
山田　涉
牧野　寅吉
奥山甚一郎
安藤　謙助
中溝　直吉
西川幸次郎
中村清次郎

（含通）

大槻　貞一
勳八等　上手市太郎
網野係左衛門
勳八等　加藤　安藏
毛利　純三
出口　光三
勳八等　中尾榮太郎
同　井上　一彥
楠本　惣吉
同　大岡　正浩
同　奥平　幸一
同　山室　良藏
織田　興市
寺田傳五郎
早田　壽一
藤崎　虎衛
川口三四郎
溝上　万吉
高木　幹雄
野村　萬常
町田武太郎
淺見安太郎
淺海　代亮
小澤　清作
星野仲太郎
栗原　傳藏
關根　哲司
中田　關藏
室田　多一
增田　逸次
勳八等　宮村　房治
小高　清
石井勝太郎
市原　金五
行木　徑司
能星　藤吉
岡野藤之助
作沼　半藏
粉川　政
須田　爲德

同　清水　敏寬
同　橫森　逸壽
中島　嚴晴
小宮山　肇
藤原　喜重
中山　永治
勳八等　野村又三郎
山中早之助
同　樋口　耕造
山本　茂雄
石田　孝三
勳八等　杉本　正藤
大場　留治
同　松野　喜悅
相澤　清六
勳七等　向佐藤左ヱ門
勳八等　松田　修平
同　上野　奬
和久田佐男人
勳八等　松田作次郎
同　小川　與八
門島宗一郎
北村作之助
勳八等　岩倉　常善
同　飯塚　秀三
同　德田義喜代
竹村　直治
吉川　豐水
藤原　常樹
勳八等　中村作太郎
小副川匡雄
勳八等　福田　忠壽
須子　芳夫
林　滿作
芝崎　成義
白根　綽
清水　二郎
二宮　重良
日高八十七
蜂巢　統三

敍從七位

新井　秀太
三輪谷淳二
小泉　達
林　勝三郎
北村友三郎
勳八等　白川　彌作
同　青野　政人
同　岩川　繁義
同　金澤　秀太
同　小澤　清作
勳七等　吉岡　仙藏
勳八等　小島　治作
同　大浦　茂樹
同　岩崎　直人
同　清水　熊太
同　高野信一郎
同　兒玉　賴美
同　戸部　達六
同　白木　一平
同　猪尾式太郎
同　龍　又太郎
同　福田安太郎
同　市原竹二郎
同　杉本　隆吉
同　佐原　義信
同　又吉　賀榮
同　伊集院又四郎
同　大田　勇市
同　畑田市太郎

從八位勳七等　富岡　守造
齋藤竹之重
西垣　一夫
內藤　友次
宇賀　正司
德島　務
勃平
增子富三郎
砂山　高雄
青木　正直
田口　靜馬

1882
官報

黒木　忠雄
衛藤不二生
戸井　武
間中　義雄
古山　九衛
野口　庄吉
佐藤　光
森　傳藏
兒玉　勝雄
福島　東吉
田仲　眞文
武本才治郎
先田勇次郎
梶原　春男
岡本　大治
前村喜三郎
合志　幸祐
原田　四郎
牧野　毅
手島秀太郎
沢井　順一
宮成　公晴
佐々木寛平
森重　廣
齋藤　末隆
曾根　忠藏
木村　榮二
永吉　盛吉
秋山　實
牧　東
栗林　出
三宅　隆雄
小田　善則
西村武之助
甲斐　政利
柴田岩太郎
山西庄次郎
宇津　清
小西　悟
上村　益雄
（各通）

南方　長雄
井手　干樹
熊木　重雄
田中宗一郎
矢野　鎭夫
島田増次郎
村上　孝
小島　長吉
望月　利夫
衣笠　信夫
榊　一
鮫島　宗清
乘山　健爾
堀内　武三
柴山　正治
太野垣　顯
三串　憲道
望月　紬一
中島　勇
伊佐　孝吉
高橋一二三
荒木　實
伊藤　弘
土屋　慶治
段上　一雄
清水　義美
山村正之介
濱田　善德
神子富久藏
小森　辰登
市野誠二郎
竹内芳太郎
山口俊太郎
藤本日出雄
久保寺大作
岩倉　常次
日高　善海
原田　保
柄綱　勇善
根岸　清定
上野　與八
敍正八位

◎昭和八年四月十日
帝室林野局事務官正五位勳四等　杉村　愛仁
任主馬頭
敍高等官二等

◎昭和八年四月十一日
從五位勳六等　秋貞　貫一
敍正五位
松野　藤作
勳七等功六級　三島　小茶
（各通）
岡本　正倫
勳七等　佐藤源之丞
勳八等　趙　翰奎
敍從七位
判事正六位　枡井　雅生
任領事
敍高等官四等
中榮　一徹
任營繕管財局技師
敍高等官六等
營繕管財局技手　保岡　豐
（各通）
奥村　義雄
任營繕管財局技師
敍高等官七等
臨時産業合理局事務官從五位　辻　謹吾
任商工事務官兼商工書記官臨時産業合理局事務官
敍高等官三等
特許局事務官正七位　新井　茂
（各通）
鑛山監督局書記官正七位　楢原　勉
任商工事務官
敍高等官六等
商工屬　川澄巳知雄
（各通）
同　岩崎　松義
任商工事務官
敍高等官七等

度量衡事務官從七位　和田　太郎
兼任商工事務官
敍高等官七等
商工事務官從五位　鈴木　英雄
任保險事務官兼商工書記官
敍高等官三等
保險事務官補　辻　邦生
任保險事務官
敍高等官七等
商工屬　入江　弘
任特許局事務官兼商工事務官
敍高等官七等
特許局屬　榎本　謹吾
任特許局事務官
敍高等官七等
商工事務官從七位　岡村　武
任鑛山監督局書記官
敍高等官七等
商工事務官正七位　吉田悌二郎
任臨時産業合理局事務官兼商工事務官
敍高等官六等
商工事務官從七位　玉置　敬三
任臨時産業合理局事務官
敍高等官七等
鐵道屬正七位勳六等　宮下　貞夫
任鐵道省事務官
敍高等官六等
鐵道屬從七位勳八等　鈴木　春平
鐵道屬　松野　藤作
（各通）
鐵道屬勳七等功六級　三島　小茶
鐵道屬　岡本　正倫
任鐵道省事務官
敍高等官七等
鐵道技手正七位勳七等　宮田太四郎
任鐵道技師
敍高等官六等
鐵道技手勳七等　佐藤源之丞
任鐵道技師
敍高等官七等

靜田　均
鵜飼　信成
（各通）
任京城帝國大學助教授
敍高等官七等
朝鮮總督府京城高等商業學校助教授　山口　武夫
任朝鮮總督府京城高等商業學校教授
敍高等官七等
原田士驥雄
社會事業主事ニ任ス
高等官六等ヲ以テ待遇セラル
塩田　實
社會事業主事ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

司稅官　平川　幸繁
依願免本官
典獄　河邊　滿然
陞敍高等官三等
判事　山本　武
陞敍高等官四等
同　五十嵐太仲
同　林　馨
同　渡邊　粂敏
同　金子　正則
同　前川　透
同　關根　小鄕
（各通）
檢事　西ケ谷　徹
同　渡部　善信
同　高橋　德
同　中村　信敏
典獄補　藤井　武利
少年保護司　德永　憲淳
陞敍高等官六等
正四位勳二等　寺田　寅彥
（各通）
從六位勳六等　佐々木達治郎
航空評議會臨時評議員被仰付
商工事務官兼輸出品監督官　奥田　新三
任輸出品監督官兼商工事務官

（各通）
保險事務官兼商工事務官　神田　暹
特許局事務官兼商工事務官　石坂善五郎
免本官專任商工事務官
鐵道局技師兼鐵道技師　西尾　襄
免兼官
檢査官　津屋幸右衛門
滿洲國ヘ出張ヲ命ス
社會事業主事　篠崎　篤三
願ニ依リ本職ヲ免ス（以上四月十一日内閣）
主馬頭　西園寺八郎
年俸五千七百圓下賜
年功加俸千圓下賜
依願免本官
從三位勳一等　西園寺八郎
宮内省御用掛被仰付
但勅任待遇
宮内省御用掛　西園寺八郎
年俸二千圓下賜
主馬頭　杉村　愛仁
賜二級俸
宮内事務官兼帝室林野局事務官　金田　才平
免本官專任帝室林野局事務官
帝室林野局事務官　金田　才平
賜二級俸
帝室林野局整理課長ヲ免シ帝室林野局監理課長ヲ命ス
宮内書記官兼宮内事務官　酒卷　芳男
免本官專任宮内事務官
宮内事務官　酒卷　芳男
賜二級俸
大臣官房秘書課長ヲ命ス
學習院教授　野村　行一
臨時學習院學生監事務取扱ヲ命ス
同　馬場　轍
勅任官ヲ以テ待遇セラル
賜四級俸但年俸三千四百圓
依願免本官
正五位勳三等功五級　馬場　轍
宮内省御用掛被仰付

宮内省御用掛　馬場　轍
高等官三等ヲ以テ待遇セラル
年俸六百圓下賜
參事官附ヲ命ス
帝室林野局事務官　池田　秀吉
帝室林野局整理課長ヲ命ス
同　伊藤　武雄
帝室林野局東京支局監理課長兼整理課長ヲ命ス
帝室林野局事務官伯爵　飛鳥井雅信
帝室林野局東京支局監理課長兼整理課長ヲ免ス（以上四月十日宮内省）
從五位勳六等　秋貞　貫一
特旨ヲ以テ位一級被進（四月十一日同）
帝室林野局事務官伯爵　飛鳥井雅信
監理課勤務ヲ命ス（四月十日帝室林野局）
領事　枡井　雅生
賜二級俸
奉天在勤ヲ命ス
鐵嶺、鄭家屯、遼陽、牛莊及錦州兼勤ヲ命ス
領事（奉天）　花輪三次郎
新京在勤ヲ命ス（以上四月十一日外務省）
國立感化院院醫　伊佐喜久雄
六級俸下賜
武藏野學院院醫ヲ命ス
道路技師兼土木技師　岡本　但夫
岐阜縣道路技師兼岐阜縣土木技師ニ補ス
土木主事　野上　義雄
茨城縣土木主事ニ補ス
衛生技師　福住　一郎
秋田縣衛生技師ニ補ス
臨時海港檢疫醫　北山　元康
六級俸下賜
函館臨時海港檢疫醫ニ補ス（以上四月十日内務省）
社會事業主事　脇坂作次郎
兵庫縣社會事業主事ニ補ス
同　原田士驥雄
山口縣社會事業主事ニ補ス
同　塩田　實
高知縣社會事業主事ニ補ス（以上四月十日同）

營繕管財局技師　中榮　一徹
七級俸下賜
營繕管財局工務部勤務ヲ命ス
同　吉田　辰夫
營繕管財局工務部勤務ヲ命ス
同　保岡　豐
十級俸下賜
營繕管財局工務部勤務ヲ命ス
同　奥村　義雄
八級俸下賜
營繕管財局門司出張所在勤ヲ命ス（以上四月十一日大藏省）
朝鮮憲兵隊司令部附陸軍一等主計　石井　恒吉
補第四師團經理部部員
關東軍司令部附兼第六師團經理部部員陸軍兵器本廠廠員陸軍築城部本部附陸軍一等主計　吉田　愛輔
補朝鮮憲兵隊司令部附
關東軍司令部附陸軍三等主計正　志賀大力雄
補所澤陸軍飛行學校附兼近衛師團經理部部員
近衛歩兵第二聯隊附陸軍一等主計　鈴木　榮治
補關東軍司令部附
第二師團經理部部員陸軍一等主計　野出　清
補近衛歩兵第二聯隊附
輜重兵第八大隊附陸軍一等主計　岸　安三
補歩兵第三十一聯隊附
下志津衛戍病院附陸軍二等主計　關伊勢五郎
補輜重兵第八大隊附
輜重兵第十大隊附陸軍一等主計　村田　燾
補東京陸軍幼年學校附
羅南衛戍病院附陸軍二等主計　藤原　貫二
補輜重兵第十大隊附
騎兵第十三聯隊附陸軍一等主計　平山　一男
免本職
工兵第四大隊附兼第四師團經理部部員陸軍一等主計　金石　爲生
補騎兵第十三聯隊附

第 1882 号 本文

第四師團經理部部員陸軍二等主計 城野安治郎
補工兵第四大隊附兼第四師團經理部部員
近衛師團經理部附陸軍一等主計 加藤 鐵矢
補近衛步兵第四聯隊附
野戰重砲兵第七聯隊附兼第一師團經理部部員陸軍一等主計 小林 恒雄
補第十九師團經理部部員
野戰重砲兵第一聯隊附陸軍二等主計 村田 直弘
補野戰重砲兵第七聯隊附兼第一師團經理部部員
騎兵第五聯隊附陸軍一等主計 石西 節夫
補第五師團經理部部員
平壤衛戍病院附陸軍二等主計 山岸 數衛
補騎兵第五聯隊附
陸軍造兵廠名古屋工廠廠員兼陸軍造兵廠大阪工廠廠員陸軍一等主計 原田彥之介
陸軍造兵廠附被仰付
陸軍造兵廠大阪工廠廠員陸軍二等主計 宮地 英夫
補陸軍造兵廠名古屋工廠廠員兼陸軍造兵廠廠員
鐵道第二聯隊附陸軍二等主計 宮村 末雄
補陸軍造兵廠大阪工廠廠員
步兵第四十二聯隊附兼第五師團經理部部員陸軍一等主計 古賀 陸次
陸軍造兵廠東京工廠附被仰付
輜重兵第十八大隊附陸軍一等主計 塚本 卯市
補步兵第四十二聯隊附兼第五師團經理部部員
橫須賀重砲兵聯隊附陸軍二等主計 小野 英樹
補輜重兵第十八大隊附
獨立守備步兵第四大隊附兼關東軍經理部部員陸軍一等主計 海保 冨吉
陸軍造兵廠大阪工廠附被仰付
野戰重砲兵第八聯隊附陸軍二等主計 八谷 友市
補獨立守備步兵第四大隊附兼關東軍經理部部員
近衛師團經理部部員兼陸軍航空本部部員陸軍一等主計 津野繁次郎
陸軍航空本部附被仰付

憲兵司令部附兼憲兵練習所附陸軍三等主計正 內田 榮喜
陸軍被服本廠附被仰付
步兵第二十九聯隊附兼第二師團經理部部員陸軍一等主計 久能 義元
補憲兵司令部附
憲兵練習所附兼勤被仰付
工兵第七大隊附陸軍一等主計 鎌尾學之助
補步兵第二十九聯隊附兼第二師團經理部部員
習志野衛戍病院附陸軍二等主計 鈴木 良一
補工兵第七大隊附
陸軍糧秣本廠附陸軍一等主計 岡田 酉次
補第一師團經理部部員
步兵第三十九聯隊附陸軍二等主計 小崎 宗吉
補第十二師團經理部部員
步兵第二十二聯隊附陸軍二等主計 三並 重行
補步兵第三十九聯隊附
善通寺衛戍病院附陸軍二等主計 川村 春吉
補步兵第二十二聯隊附
步兵第三十九聯隊附陸軍一等主計 中野 清次
補朝鮮陸軍倉庫附
第十師團經理部部員陸軍二等主計 牧 高次
補步兵第三十九聯隊附
姬路衛戍病院附陸軍二等主計 石川 廣一
補第十師團經理部部員
步兵第七十九聯隊附陸軍一等主計 岩渕 隆輔
補第十四師團經理部部員
騎兵第十聯隊附陸軍一等主計 前野 長一
補步兵第七十九聯隊附
陸軍經理學校教官兼陸軍士官學校教官陸軍三等主計正 岡嵜 康一
近衛師團經理部附兼陸軍省經理局課員被仰付
步兵第一聯隊附陸軍一等主計 遠藤 武勝
補陸軍經理學校教官
深山重砲兵聯隊附兼第四師團經理部部員陸軍一等主計 井上 謙治
補步兵第一聯隊附

野戰重砲兵第五聯隊附兼第四師團經理部部員陸軍二等主計 大竹 國丸
補深山重砲兵聯隊附兼第四師團經理部部員
步兵第四十九聯隊附陸軍三等主計 下平 愿治
陸地測量部附被仰付
步兵第三聯隊附陸軍二等主計 橫山 靖
補關東軍經理部部員
關東軍經理部部員陸軍二等主計 三宅 三郎
補步兵第三聯隊附
龍山衛戍病院附陸軍二等主計 杉本兵右衛門
補名古屋衛戍病院附
步兵第七十六聯隊附兼第十九師團經理部部員陸軍二等主計 渡邊 守夫
免兼職
步兵第七十六聯隊附陸軍二等主計 石原 豐一
兼補第十九師團經理部部員
步兵第七十七聯隊附兼野砲兵第二十六聯隊附陸軍二等主計 水落三右衛門
免兼職兼補朝鮮陸軍倉庫附第二十師團經理部部員
步兵第七十七聯隊附兼朝鮮陸軍倉庫附第二十師團經理部部員陸軍二等主計 三浦 嘉
免兼職兼補野砲兵第二十六聯隊附
步兵第十九聯隊附陸軍三等主計 水上 卓敏
補廣島陸軍被服支廠廠員
廣島陸軍被服支廠廠員陸軍二等主計 櫻井 平助
名古屋衛戍病院附陸軍二等主計 田村 義治
(各通)
大阪衛戍病院長陸軍軍醫監 久我 龜
免本職
第七師團軍醫部長陸軍一等軍醫正 木下 福麿
補大阪衛戍病院長
習志野衛戍病院長陸軍一等軍醫正 佐藤 武
補第七師團軍醫部長
東京第一衛戍病院附陸軍一等軍醫正 武內三千春
補習志野衛戍病院長
下志津衛戍病院長陸軍一等軍醫正 平川 龍造
免本職

第二十師團軍醫部部員陸軍二等軍醫正 尾崎文七郎
補下志津衛戍病院長
善通寺衛戍病院附陸軍三等軍醫正 川島 清
補第二十師團軍醫部部員
步兵第七十九聯隊附陸軍一等軍醫 伊藤 秀雄
補善通寺衛戍病院附
松江衛戍病院長兼步兵第六十三聯隊附陸軍二等軍醫正 永島 孝澄
免本職竝兼職
野砲兵第二十六聯隊附陸軍三等軍醫正 鳥海 保一
補松江衛戍病院長
豐橋衛戍病院附陸軍三等軍醫正 杉野 耕平
補野砲兵第二十六聯隊附
工兵第三大隊附陸軍一等軍醫 北河 齊
補豐橋衛戍病院附
佐世保重砲兵大隊附兼佐世保要塞司令部附陸軍一等軍醫 四方 京一
補工兵第三大隊附
佐世保重砲兵大隊附陸軍一等軍醫 朝枝 淳一
補佐世保重砲兵大隊附兼佐世保要塞司令部附
濱田衛戍病院長兼步兵第二十一聯隊附陸軍二等軍醫正 長田 祖村
免本職竝兼職
鯖江衛戍病院附陸軍三等軍醫正 竹松 常雄
補濱田衛戍病院長兼步兵第二十一聯隊附
朝鮮憲兵隊司令部附陸軍一等軍醫 南部 典
補鯖江衛戍病院附
名古屋衛戍病院附陸軍二等軍醫 林 尙雄
補朝鮮憲兵隊司令部附
山口衛戍病院長兼步兵第四十二聯隊附陸軍二等軍醫正 今野保之助
免本職竝兼職
松山衛戍病院附陸軍三等軍醫正 小川 昌男
補山口衛戍病院長兼步兵第四十二聯隊附
步兵第八十聯隊附陸軍一等軍醫 岡本八十一
補松山衛戍病院附

篠山衛戍病院長兼步兵第七十聯隊附陸軍二等軍醫正 早川 英
免本職竝兼職
敦賀衛戍病院附陸軍三等軍醫正 荒木榮三郎
補篠山衛戍病院長兼步兵第七十聯隊附
步兵第三十三聯隊附陸軍一等軍醫 久保 正基
補敦賀衛戍病院附
步兵第七十七聯隊附陸軍一等軍醫 井上 壽雄
補步兵第三十三聯隊附
高田衛戍病院長陸軍二等軍醫正 角田 寅一
免本職
和歌山衛戍病院附陸軍三等軍醫正 原 博
補高田衛戍病院長
野戰重砲兵第三聯隊附陸軍三等軍醫正 下間 仲一
補和歌山衛戍病院附
步兵第四十八聯隊附陸軍一等軍醫 志田 利邦
補野戰重砲兵第三聯隊附
陸軍一等軍醫 尾形 恒治
補步兵第四十八聯隊附
若松衛戍病院長兼步兵第二十九聯隊附陸軍二等軍醫正 佐藤彌十郎
免本職竝兼職
福知山衛戍病院附陸軍三等軍醫正 金田友三郎
補若松衛戍病院長兼步兵第二十九聯隊附
步兵第四十六聯隊附陸軍一等軍醫 陣內 朽索
騎兵第二聯隊附被仰付
鳥取衛戍病院長兼步兵第四十聯隊附陸軍二等軍醫正 坪倉 利
福山衛戍病院長兼步兵第四十一聯隊附陸軍二等軍醫正 毛利 晃
高崎衛戍病院長兼步兵第十五聯隊附陸軍二等軍醫正 平野鄕治郎
(各通)
免本職竝兼職
羅南衛戍病院附陸軍三等軍醫正 三宅惣八郎
補鳥取衛戍病院長
澎湖島衛戍病院長兼澎湖島要塞司令部附陸軍三等軍醫正 近藤佐太郎
補福山衛戍病院長兼步兵第四十一聯隊附
仙臺衛戍病院附陸軍三等軍醫正 西山 啓吉
補澎湖島衛戍病院長兼澎湖島要塞司令部附

松本衛戍病院附陸軍三等軍醫正 田村 義久
補高崎衛戍病院長
福知山衛戍病院長兼步兵第二十聯隊附陸軍二等軍醫正 中島重太郎
補仙臺衛戍病院附
步兵第三十七聯隊附陸軍三等軍醫正 竹越 隆治
補福知山衛戍病院長兼步兵第二十聯隊附
輜重兵第十大隊附陸軍一等軍醫 高野 五郎
補步兵第三十七聯隊附
步兵第十聯隊附陸軍一等軍醫 小橋 富見
補輜重兵第十大隊附
野戰重砲兵第六聯隊附陸軍三等軍醫正 大森 伍郎
野戰重砲兵第一聯隊附陸軍三等軍醫正 後藤 鐐枝
(各通)
免本職
工兵第十大隊附兼岡山陸軍兵器支廠廠員陸軍一等軍醫 大橋 要人
補野戰重砲兵第六聯隊附
青森衛戍病院長兼步兵第五聯隊附陸軍二等軍醫正 熊谷 用藏
免本職竝兼職
臺南衛戍病院附陸軍三等軍醫正 菱木 重嗣
補青森衛戍病院長
工兵第九大隊附陸軍一等軍醫 西 正中
補野戰重砲兵第一聯隊附
步兵第七十三聯隊附陸軍二等軍醫 上島 成人
補工兵第九大隊附
陸軍兵器本廠附兼陸軍軍醫學校附陸軍軍醫學校教官陸軍三等軍醫正 石井 四郎
陸軍兵器本廠附兼陸軍軍醫學校附陸軍一等軍醫 西村 英二
同 北川 正隆
同 渡邊 森
同 北條 圓了
同 白川初太郎
(各通)
補陸軍軍醫學校部員
陸軍衛生材料廠廠員陸軍一等藥劑官 小林 茂生
兼補陸軍軍醫學校教官(以上四月十日陸軍省)
陸軍騎兵大尉 加島 武
滿洲へ出張ヲ命ス(四月十一日同)

典獄補 上田茂登治
甲府刑務所兼務ヲ免ス
甲府刑務所文官普通懲戒委員ヲ免ス
同 泉 英斌
釧路刑務所兼務ヲ命ス
釧路刑務所文官普通懲戒委員ヲ命ス
同 松岡武四郎
岐阜刑務所兼務ヲ命ス
岐阜刑務所文官普通懲戒委員ヲ命ス
同 高橋松之助
沖繩刑務所兼務ヲ命ス
沖繩刑務所文官普通懲戒委員ヲ命ス
同 鍵山 俊治
甲府刑務所兼務ヲ命ス
甲府刑務所文官普通懲戒委員ヲ命ス
同 高橋 健
釧路刑務所兼務ヲ命ス
釧路刑務所文官普通懲戒委員ヲ命ス
同 仁科 正次
金澤刑務所兼務ヲ命ス
金澤刑務所文官普通懲戒委員ヲ命ス
同 荒卷 正修
高松刑務所兼務ヲ命ス
高松刑務所文官普通懲戒委員ヲ命ス
鹿兒島刑務所兼務ヲ免ス
鹿兒島刑務所文官普通懲戒委員ヲ免ス
同 鷲津愛十郎
岐阜刑務所兼務ヲ免ス
岐阜刑務所文官普通懲戒委員ヲ免ス
同 中尾 文策
甲府刑務所兼務ヲ命ス
甲府刑務所文官普通懲戒委員ヲ命ス(以上四月十一日司法省)
仙臺地方裁判所古川支部部長 宮地 米藏
豫審掛ヲ命ス
佐賀地方裁判所檢事正檢事 大月義平二
一級俸下賜(以上四月十一日同)
東京帝國大學助教授 小谷 正雄
理論物理學第一講座分擔ヲ命ス
分擔講座職務俸 金參百六拾圓下賜(四月十一日文部省)

農林技師 石崎 芳吉
關東州及滿洲國へ出張ヲ命ス(四月十一日農林省)
遞信技師 白井 武
三級俸下賜
工務局勤務ヲ命ス
遞信局技師 堤 正岡
札幌遞信局工務課長ヲ命ス
貯金局事務官 吉原 加一
「オタワ」ニ於テ開催ノ萬國郵便聯合大會議準備委員會ニ參列ノ委員隨員ヲ命ス(以上四月十一日遞信省)
鐵道技師 古谷 晉
一級俸下賜
工務局計畫課勤務ヲ命ス
鐵道局技師 野村 盛
札幌鐵道局工務課長ヲ命ス
同 山中 良樹
二級俸下賜
東京鐵道局勤務ヲ命ス(以上四月十一日鐵道省)
副檢查官 小林 義男
吳、廣所在海軍各廳外一箇所會計實地檢查トシテ出張ヲ命ス(四月十一日會計檢查院)
臺灣總督府法院判官 犬飼吉備雄
補臺南地方法院高雄支部合議部部長兼臺南地方法院高雄支部單獨部判官
同 豐川 尋貴
補臺中地方法院合議部部長兼臺中地方法院單獨部判官
同 上野 謹一
補臺南地方法院高雄支部單獨部判官兼臺南地方法院高雄支部合議部判官
豫審係ヲ命ス
臺灣總督府法院檢察官 眞田 俊雄
同 北川 定務
(各通)
補臺南地方法院高雄支部檢察官
同 栁澤七五三治
補臺南地方法院檢察官
臺灣總督府法院判官 花城 長昱
補臺北地方法院宜蘭支部單獨部判官兼臺北地方法院合議部判官
豫審係ヲ命ス

第1882号 本文

補臺北地方法院單獨部判官兼臺北地方法院合議部判官　太田　周作
豫審係ヲ免ス
同　瀧澤　正
補臺南地方法院嘉義支部單獨部判官兼臺南地方法院嘉義支部合議部判官　松村　強
臺灣總督府臺南高等工業學校教授　岸本　信英
八級俸下賜
臺灣總督府地方警視　工藤　哲平
高雄警察署長ヲ命ス
同　松村　強
高雄州勤務ヲ命ス
同　山木毅一郎
臺中警察署長ヲ命ス（以上詔十同）
臺灣總督府文教局長　安武　直夫
文教局學務課長事務取扱ヲ命ス
臺灣總督府事務官　赤堀　鐵吉
文教局學務課長ヲ免ス（以上詔十同）
臺灣總督府技師　下條久馬一
中華民國廣東、英領香港、海峽殖民地ヘ出張ヲ命ス（詔十同）
臺灣總督府臺北高等商業學校長　切田　太郎
東京、大阪、兵庫、愛知ノ各府縣竝朝鮮、滿洲國ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府技師　荒木　安宅
歐米各地竝埃及ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府法院檢察官　磯谷　文次
七級俸下賜
補臺北地方法院檢察官
臺灣總督府事務官　赤堀　鐵吉
文教局學務課長ヲ免ス（以上詔十同）
臺灣總督府技師　下條久馬一
中華民國廣東、英領香港、海峽殖民地ヘ出張ヲ命ス（詔十同）
臺灣總督府臺北高等商業學校長　切田　太郎
東京、大阪、兵庫、愛知ノ各府縣竝朝鮮、滿洲國ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府技師　荒木　安宅
歐米各地竝埃及ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府法院檢察官　磯谷　文次
七級俸下賜
補臺北地方法院檢察官
臺灣總督府事務官　赤堀　鐵吉
文教局學務課長事務取扱ヲ命ス
臺灣總督府技師　山口　信弘
九級俸下賜
臺灣總督府技師　松脇　正良
內務局地方課勤務ヲ命ス
同　大塚　平吉
（各通）　同　明神　勝
同　伊地知市郎
十級俸下賜
內務局地方課勤務ヲ命ス

臺灣公立實業學校教諭　川村孫四郎
七級俸下賜
補屏東農業學校教諭
臺灣總督府臺北高等學校教授　分島　拓
十一級俸下賜
臺灣總督府地方理事官　村上　正陽
新竹州勤務ヲ命ス（以上詔十同）
公立高等女學校長　大島　三郎
公立學校職員年功加俸令第一條ニ依リ昭和八年三月九日ヨリ年功加俸年額九拾六圓下賜（詔十三重縣）
公立實業學校教諭　小澤　八郎
公立學校職員年功加俸令第一條ニ依リ年功加俸年額九拾六圓下賜（詔十同）
地方農林技師　田頭　宗一
師範學校教諭　對馬　ちか
七級俸常分千六下賜
同　藤嶋　常夫
六級俸下賜（以上詔十同）
公立高等女學校教諭　關谷金一郎
（各通）　公立高等女學校教諭　佐伯　直治
四級俸下賜
公立實業學校教諭　武田　省三
公立中學校教諭　吉見　周治
（各通）　公立實業學校教諭　外崎吉五郎
師範學校教諭　藤生三郎二
五級俸下賜
公立高等女學校教諭　相馬治四郎
六級俸下賜（以上詔十同）
公立高等女學校長　橋元牛次郎
（各通）　公立實業學校長　三浦長一郎
四級俸下賜
公立高等女學校長　畠山　治作
六級俸下賜
同　川岸　音二
（各通）　公立實業學校長　江藤安次郎
七級俸下賜

公立實業學校教諭　赤塚　清
六級俸常分千下賜
公立高等女學校教諭　關谷金一郎
（各通）　同　佐伯　直治
五級俸常分千下賜
同　垣田　捷
七級俸常分千下賜
公立實業學校教諭　金崎　一二
六百圓
五級俸常分千九下賜（以上詔十福岡縣）

公立實業學校教諭　赤塚　清
六級俸常分千下賜
公立高等女學校教諭　關谷金一郎
（各通）　同　佐伯　直治
五級俸常分千下賜
同　垣田　捷
七級俸常分千下賜
公立實業學校教諭　金崎　一二
六百圓
五級俸常分千九下賜（以上詔十福岡縣）

公立高等女學校長　笠島　信太
公立盲學校長　笠井　貞康
（各通）
八級俸下賜
同　竹屋　藏
九級俸下賜
公立實業學校長　田邊　榮吉
十三級俸常分年俸下賜
師範學校教諭　神保　次郎
五級俸下賜
同　寺西　七郎
七級俸常分年俸千五下賜
公立中學校教諭　三宅　卓郎
四級俸常分年俸二千百圓下賜
同　島山　龍若
四級俸下賜
同　正村　泉
六級俸下賜
公立實業學校教諭　下間　敬修
六級俸常分年俸千七百五十圓下賜
公立高等女學校教諭　安井　厚
五級俸常分年俸下賜
同　金川　長二
七級俸常分年俸千五百三十圓下賜
同　中山　隨學
八級俸常分年俸千四百十六圓下賜
公立實業學校教諭　武藤　直信
七級俸常分年俸下賜
千六百圓
（各通）　同　出島　喜一
六級俸常分年俸千六百五十九圓下賜
同　大塚　憲和
實業補習學校教員養成所教諭　荒木　與逸
八級俸常分年俸千四百四十圓下賜
公立實業學校教諭　津島　可一
四級俸常分年俸二千百圓下賜（以上詔十石川縣）

公立實業學校長　高村　俊治
公立學校職員年功加俸年額百八圓下賜（詔十三富山縣）
公立專門學校教授　金ヶ原晃一
二級俸下賜
同　香川　晃
三級俸下賜
公立中學校教諭　水野　浩一
（各通）　同　有田　邦太
同　津田　安吉
四級俸下賜
同　越智安次郎
五級俸下賜
同　篠井　巖
七級俸常分千六百圓
同　森岡　俊三
五級俸常分千八下賜
同　井上正右衛門
五級俸常分千八百六拾圓下賜
同　佐藤　正治
七級俸常分千六下賜百拾圓
同　野村　常藏
七級俸常分千六百圓下賜
同　船津　八郎
六級俸常分千八百圓下賜
同　後藤　文康
七級俸常分千五百五拾圓下賜
同　和田　松二
五級俸常分千九百七拾圓下賜
同　篠田　安一
五級俸常分千八百六拾圓下賜
同　富永　晴海
六級俸下賜
同　菟卷　虎太
六級俸常分千八百圓下賜

六級俸常分千七百六拾圓下賜　同　金崎　純一
六級俸常分千七百五拾圓下賜　同　土岐　武綱
六級俸常分千八百圓下賜　同　井田　哲
七級俸下賜　同　永田　重雄
六級俸常分千七百圓下賜　公立高等女學校教諭　吉岡亀次郎
八級俸常分千四百圓下賜　同　青木庄一郎
五級俸常分千八百六拾圓下賜　臺灣總督府技師　山口　信弘
九級俸下賜　臺灣總督府技師　松脇　正良
內務局地方課勤務ヲ命ス　同　大塚　平吉
（各通）　同　明神　勝
同　伊地知市郎
十級俸下賜
內務局地方課勤務ヲ命ス

六級俸常分千下賜　公立實業學校教諭　赤塚　清
八百圓
（各通）　公立高等女學校教諭　關谷金一郎
同　佐伯　直治
五級俸常分千下賜
九百圓
同　垣田　捷
七級俸常分千下賜
六百圓
公立實業學校教諭　金崎　一二
五級俸常分千九下賜（以上詔十福岡縣）

第十九條中第七號ヲ第八號トシ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
七　工藝品ノ織出振興ニ關スル事項
◉免本官　高等官七等待遇　三等郵便局長　神田辰太郎　八一昨十日願ニ依リ本官ヲ免セラレタリ

○陸海軍

◉陸軍大臣指定辯護士　竹ノ內與八昨十一日
陸軍軍法會議法第八十八條ニ依ル辯護士ニ指定セラレタリ（陸軍省）
◉陸軍大臣指定辯護士取消　莊田經綸　八昨十一日請求ニ依リ陸軍軍法會議法第八十八條ニ依ル辯護士ノ指定ヲ取消サレタリ（陸軍省）
◉軍醫候補生採用竝見習醫官任命　本月一日左記ノ者ヲ軍醫候補生ニ採用シ見習醫官ヲ命シ脇書ノ隊ニ在營セシム
其隊號及氏名　左ノ如シ（陸軍省）

近衛師團
近衛歩兵第一聯隊
近衛歩兵第一聯隊（近衛歩兵第一聯隊隊附生徒部候補生）　勳　閑原　動
佐藤　弘之
小崎　寛二
古山　實
中村　寛
塚本　立
吉野　清
依田　幸內
橫田　暢允
鈴木　美夫
菅谷吉之助
庄田　作藥

第一師團
歩兵第一聯隊
歩兵第一聯隊（歩兵第一聯隊隊附生部候補生）　鹿子木　晃
安田　次郎
歩兵第三聯隊
歩兵第三聯隊（歩兵第三聯隊隊附生部候補生）　三好　晴之

第二師團
歩兵第四聯隊
歩兵第四聯隊（歩兵第四聯隊隊附生部候補生）　上中　省三
田部井之助
吉田　金藏
荻原　松夫
佐藤　二郎
酒井　昇平

第三師團
歩兵第六聯隊
歩兵第六聯隊（歩兵第六聯隊隊附生部候補生）　中山　秀雄
中川　政信
鈴木　茂
眞井二千雄
近藤　尚夫

第五師團
歩兵第十一聯隊
歩兵第十一聯隊（歩兵第十一聯隊附生部候補生）　渡邊　守道
田中　充
永井　隆
門橋　勇
小野　忠介
伊藤　正道

第六師團
歩兵第十三聯隊
歩兵第十三聯隊（歩兵第十三聯隊附生部候補生）　櫻井　誠
山本　昇
兒玉　明
二神　成之
野崎　正誼
日笠山純直
新谷　康健
山口　隆男

第七師團
歩兵第二十七聯隊
歩兵第二十七聯隊（歩兵第二十七聯隊附生部候補生）　大島　久雄
小野寺猛夫

第八師團
歩兵第三十一聯隊
歩兵第三十一聯隊（歩兵第三十一聯隊附生部候補生）　遠藤　友信
島貫　利雄
山田　吉規

第九師團
歩兵第七聯隊
歩兵第七聯隊（歩兵第七聯隊隊附生部候補生）　出村　又次
勝田　秀一
佐伯　尊雄
辻　丈夫
橘　郁雄
荒井俊太郎
梅澤　準男
大橋　文雄
金木　進
向井藤次平
永井　弘之

水野　紳太
西村善三郎
歩兵第十八聯隊
歩兵第十八聯隊（歩兵第十八聯隊附生部候補生）　栩葉　安雄
花崎　勝三

第四師團
歩兵第八聯隊
歩兵第八聯隊（歩兵第八聯隊隊附生部候補生）　南條輝已男
菅水朝太郎
市坪　秀美
嘉悅　新一
伊藤嘉奈太
岡本　正夫
垣內　睦雄
忠田　喜一
福本久馬太
海老瀨　清
阪上　新男
田中　幸男
成川　保夫
池田　勇
宵山　巍雄
安岡　猛
可兒　二郎

歩兵第三十七聯隊
歩兵第三十七聯隊（歩兵第三十七聯隊附生部候補生）　加藤　勝明

第五師團
歩兵第十一聯隊
歩兵第十一聯隊（歩兵第十一聯隊附生部候補生）　渡邊　守道
田中　充
永井　隆
門橋　勇
小野　忠介
伊藤　正道

第六師團
歩兵第十三聯隊
歩兵第十三聯隊（歩兵第十三聯隊附生部候補生）　櫻井　誠
山本　昇
兒玉　明
二神　成之
野崎　正誼
日笠山純直
新谷　康健
山口　隆男

第七師團
歩兵第二十七聯隊
歩兵第二十七聯隊（歩兵第二十七聯隊附生部候補生）　大島　久雄
小野寺猛夫

第八師團
歩兵第三十一聯隊
歩兵第三十一聯隊（歩兵第三十一聯隊附生部候補生）　遠藤　友信
島貫　利雄
山田　吉規

第九師團
歩兵第七聯隊
歩兵第七聯隊（歩兵第七聯隊隊附生部候補生）　出村　又次
勝田　秀一
佐伯　尊雄
辻　丈夫
橘　郁雄
荒井俊太郎
梅澤　準男
大橋　文雄
金木　進
向井藤次平
永井　弘之

宮廷錄事

◉御陪食　一昨十日正午宮中ニ於テ稔彥王殿下ヲ午餐ニ召サセラレ
ジュネーヴ一般軍縮會議帝國全權委員海軍中將永野修身同陸軍中將建川美次竝ニ特命全權公使重光葵其他ヘ御陪食仰付ケラレタリ

彙報

○官廳彙項

◉商工省分課規程中改正　商工省分課規程中左ノ通改正シ昨十一日ヨリ之ヲ施行セリ
第十條中「及工務課ヲ」「工務課及監督課」ニ改ム
第十一條中第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號ヲ削リ第四號ヲ第三號トシ第五號ヲ第四號トス
二　重要工業ノ助成ニ關スル事項
第十二條中第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
四　工藝振興ニ關スル事項
第十三條ノ二　監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　瓦斯事業法ノ施行ニ關スル事項
二　度量衡法ノ施行其ノ他度量衡及計量ニ關スル事項（度量衡器及計量器ノ檢定、比較檢査及試驗ヲ除ク）
第十五條中第七號ヲ第八號トシ第八號ヲ第九號トシ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
七　日本製鐵株式會社ニ關スル事項
第十六條中第四號ヲ削リ第五號ヲ第四號トス

昭和八年四月十二日　水曜日
1882
本文

第十師團

歩兵第三十九聯隊

歩兵第三十九聯隊衛生部幹部候補生

桐谷　信雄

平野　忠

神崎　保正

岡田　喜一

塩川　孝正

小坂　昭男

裳本　純司

千葉　獎

第十一師團

歩兵第十一聯隊附

歩兵第十一聯隊衛生部幹部候補生

森田　豊

山本　毅

門脇　宗吉

守山　良英

第十二師團

歩兵第四十八聯隊

歩兵第四十八聯隊衛生部幹部候補生

永田　正吾

假村　衛

岡本　英雄

秦　吾郎

古賀　卯一

滯口　征境

吉田　悉成

猿渡　繁雄

◉日本赤十字社錄事

常議員死去　常議員淺田德則　去月三十日死去セリ（陸軍省、海軍省）

○學事

◉學位授與　千葉醫科大學ニ於テ　本月五日附

長野縣竹內肇ニ醫學博士ノ學位ヲ授與セリ（文部省）

◉人學許可　第四高等學校ニ於テ　本月八日ヨリ、山口高等學校ニ於テ同十一日ヨリ孰モ高等科ニ入學ヲ許可セル者ノ氏名左ノ如シ（文部省）

◉第四高等學校

文科甲類

青木　治朗　三郎

天野眞佐雄　政弘

井元　有夫　芳夫

延命　直松　政雄

大東　政俊　昇三

小野　正吾　礼年

加藤　正　久我　元

小林　裕一　島　三郎

關　幸生　村和　省

竹田　謙雄　永井　省

中道　勇正　越郎

橋本　俊一　林　正興

華田　克巳　藤田　知一

松本　治助　三輪正五郎

吉田　一雄　飯田　穩

稻岡　順雄　海野　秋津

河合　準治　酒井榮良治

富田　清　夏井　偉雄

新見　文彦　萩原　健佑

安居　律

平川　朝雄

中西　三郎

末安　三義

村村　澄雄

◉第四高等學校

文科甲類

青柳　三郎

荒井　政弘

宇野　芳夫

池田雅太郎　厚見　良夫

梅澤　二郎

大崎　良一

榊原　一郎

尾根　正

加土井正和

久我　元

小林　裕一

島　三郎

關　村和

竹田　謙雄

永井　省

中道　勇正

橋本　俊一

華田　克巳

藤田　知一

松本　治助

三輪正五郎

吉田　一雄

飯田　穩

稻岡　順雄

海野　秋津

河合　準治

酒井榮良治

富田　清

夏井　偉雄

新見　文彦

萩原　健佑

安居　律

第十四師團

歩兵第五十九聯隊

歩兵第五十九聯隊衛生部幹部候補生

一條　芳人

高橋　馨

市川　充彦

石塚　政夫

淺川充太郎

第十六師團

歩兵第九聯隊

歩兵第九聯隊衛生部幹部候補生

苧島　悟郎

小松　丙三

高木　貫之

松田　操

西村　鐵男

第二十師團

歩兵第七十九聯隊

歩兵第七十九聯隊衛生部幹部候補生

物江　弘一

飛永　末喜

西野　誠治

星子　敏夫

鈴木　林一

坂倉　保

保田英之助

苧島　悟郎

中村　小市

小松　丙三

高木　貫之

松田　操

西村　鐵男

藍池　進暢

針原　泰介

日置　三郎

羅田　一雄

松川　謙次

間原　義貴

三輪　禮二

吉田　誠

文科乙類

相生智一郎

石川喜美次

緒口富士男

大西　武二

古賀　博

篦井　清夫

高坂　正尾

富田　康次

永井　算巳

丹羽　智夫

本多　清一

荒瀬　三郎

石川善次郎

内山哲二郎

葛西　進

近藤　正

澤田　保助

富永　重雄

長井　洞

野上　四郎

宮北　正直

寄柳　三郎

荒井　政弘

宇野　芳夫

延命　直松　政雄

大東　政俊　昇三

小野　正吾　礼年

加藤　正　久我　元

小林　裕一　島　三郎

關　村和　省

竹田　謙雄　永井　省

中道　勇正　越郎

橋本　俊一　林　正興

華田　克巳　藤田　知一

松本　治助　三輪正五郎

吉田　一雄　飯田　穩

稻岡　順雄　海野　秋津

河合　準治　酒井榮良治

富田　清　夏井　偉雄

新見　文彦　萩原　健佑

安居　律

厚見　良夫

池田雅太郎　厚見　良夫

梅澤　二郎

大崎　良一

榊原　一郎

尾根　正

加土井正和

久我　元

小林　裕一

島　三郎

關　村和

竹田　謙雄

永井　省

中道　勇正

橋本　俊一

華田　克巳

藤田　知一

松本　治助

三輪正五郎

吉田　一雄

飯田　穩

稻岡　順雄

海野　秋津

河合　準治

酒井榮良治

富田　清

夏井　偉雄

新見　文彦

萩原　健佑

安居　律

平川　朝雄

中西　三郎

末安　三義

村村　澄雄

◉第四高等學校

文科甲類

青柳　三郎

荒井　政弘

宇野　芳夫

池田雅太郎　厚見　良夫

梅澤　二郎

大崎　良一

榊原　一郎

尾根　正

加土井正和

久我　元

小林　裕一

島　三郎

關　村和

竹田　謙雄

永井　省

中道　勇正

橋本　俊一

華田　克巳

藤田　知一

松本　治助

三輪正五郎

吉田　一雄

飯田　穩

稻岡　順雄

海野　秋津

河合　準治

酒井榮良治

富田　清

夏井　偉雄

新見　文彦

萩原　健佑

安居　律

第十師團

歩兵第三十九聯隊

歩兵第三十九聯隊衛生部幹部候補生

關谷　清一

千葉　寬

内藤　靖

西畑正太郎

原　馘一

平田　義正

三竝　秀人

村上　光三

山本　弘

理科乙類

青柳　謙治

伊藤　勇一

岡藤德太郎

唐澤　信雄

倉增　敏夫

瀨川　二郎

田邊　健彦

恒富　康邦

原　卓二

部坂　恒夫

松浦　誠

守田　英雄

◉姫路高等學校

文科甲類

明石貞三郎

石原　貴郎

稻見　嘉三

岡田　豊

片山　洋一

木ノ本市郎

久米　光治

小牧　五郎

島村哲太郎

富田　泰

中島　榮雄

中村　茂

根本　三郎

羽月　直文

平高　宗正

藤原　久夫

本田　滿

滿野　公介

水田　寛

向井　正行

淺野　元三

磯嶋　與三

井上　健一

岡田　豊

尾見正太郎

河南　晉朗

木村三四吾

鞍元　健造

志方　正

高田　一郎

内藤　玄匡

永田　安正

西村　茂

信岡　貞藏

波來谷　進

原　大二郎

濱田　泰術

平高　健市

福永　邦雄

保坂　信吉

松本　修

水田　八治

美濃部榮雄

森田　博

石井　昭夫

伊藤　忠成

太田　雅造

柿坪　精吾

國重　清助

古長　文雄

田中　博治

島原　茂

中田　豊

西村　進

根本　三郎

原　大二郎

平高　健市

保坂　信吉

松本　修

水田　八治

美濃部榮雄

森田　博

明石貞三郎

石原　貴郎

稻見　嘉三

岡田　豊

片山　洋一

木ノ本市郎

久米　光治

小牧　五郎

島村哲太郎

富田　泰

中島　榮雄

中村　茂

根本　三郎

羽月　直文

平高　宗正

藤原　久夫

本田　滿

滿野　公介

水田　寛

向井　正行

淺野　元三

磯嶋　與三

井上　健一

岡田　豊

尾見正太郎

河南　晉朗

木村三四吾

鞍元　健造

志方　正

高田　一郎

内藤　玄匡

永田　安正

西村　茂

信岡　貞藏

波來谷　進

原　大二郎

濱田　泰術

平高　健市

福永　邦雄

保坂　信吉

松本　修

水田　八治

美濃部榮雄

森田　博

石井　昭夫

伊藤　忠成

太田　雅造

柿坪　精吾

國重　清助

古長　文雄

田中　博治

島原　茂

中田　豊

西村　進

安田　章生

山口　時雄

山本　志郎

吉田　恒夫

與謝野　健

渡邊爾榮司

◉學事

◉學位授與　千葉醫科大學ニ於テ　本月一日竹島和雄ニ同學部講師正學科再入學ヲ許可セリ（文部省）

◉生徒卒業　松山高等學校ニ於テ　去月二十五日姫路高等學校ニ於テ同九日各高等科ヲ、德島高等工業學校ニ於テ同十五日孰モ卒業セシ者ノ氏名左ノ如シ（文部省）

◉松山高等學校

文科甲類

安部　肇

伊藤　正一

岡田　快哉

遠藤　福雄

大矢　安義

門屋　勳

近藤　元正

白石　定義

關根　勇

德田彌次郎

長島　廉

矢野　正明

横田　敏夫

文科乙類

井上　虎雄

今井　賴夫

奥島　豐彌

桂七十七郎

小林　久夫

重米　茂

鈴木　節雄

津山　善市

長尾　廣親

山田　秀

涌島　潔巳

宇都宮周策

戒田　亘

佐伯　拓一

德弘覺次良

仲田　包武

濱垣　信清

廣橋　泰三

松井　正通

宮內　正

森　雄三

山崎　績

秋宮　一人

植岡　靜雄

柏原　尤一

串田　克巳

齋藤　潔

末松　幹生

鈴木　章

友岡滿壽美

安藤　正睦

小椋　正文

河口　三郎

黑野　忠雄

篠原藤之助

關根　和雄

中島　豐穗

相原　正

稻本　一夫

越智　重美

篠原　憲介

後藤吉郎兵衛

坂元　種夫

末松　幹

高岡　實

淺野　元三

磯嶋　與三

井上　健一

岡田　豊

尾見正太郎

河南　晉朗

木村三四吾

鞍元　健造

志方　正

高田　一郎

内藤　玄匡

永田　安正

西村　茂

信岡　貞藏

波來谷　進

原　大二郎

濱田　泰術

平高　健市

福永　邦雄

保坂　信吉

松本　修

水田　八治

美濃部榮雄

森田　博

石井　昭夫

伊藤　忠成

太田　雅造

柿坪　精吾

國重　清助

古長　文雄

田中　博治

島原　茂

中田　豊

西村　進

根本　三郎

羽月　直文

平高　宗正

藤原　久夫

本田　滿

滿野　公介

水田　寛

向井　正行

明石貞三郎

石原　貴郎

稻見　嘉三

岡田　豊

片山　洋一

木ノ本市郎

久米　光治

小牧　五郎

島村哲太郎

富田　泰

中島　榮雄

中村　茂

根本　三郎

羽月　直文

平高　宗正

藤原　久夫

本田　滿

滿野　公介

水田　寛

向井　正行

第十師團

歩兵第三十九聯隊

歩兵第三十九聯隊衛生部幹部候補生

桐谷　信雄

平野　忠

神崎　保正

岡田　喜一

塩川　孝正

小坂　昭男

裳本　純司

千葉　獎

第十一師團

歩兵第十一聯隊附

歩兵第十一聯隊衛生部幹部候補生

森田　豊

山本　毅

門脇　宗吉

守山　良英

第十二師團

歩兵第四十八聯隊

歩兵第四十八聯隊衛生部幹部候補生

永田　正吾

假村　衛

岡本　英雄

秦　吾郎

古賀　卯一

滯口　征境

吉田　悉成

猿渡　繁雄

◉日本赤十字社錄事

常議員死去　常議員淺田德則　去月三十日死去セリ（陸軍省、海軍省）

○學事

◉學位授與　千葉醫科大學ニ於テ　本月五日附

長野縣竹內肇ニ醫學博士ノ學位ヲ授與セリ（文部省）

◉人學許可　第四高等學校ニ於テ　本月八日ヨリ、山口高等學校ニ於テ同十一日ヨリ孰モ高等科ニ入學ヲ許可セル者ノ氏名左ノ如シ（文部省）

◉第四高等學校

文科甲類

青柳　三郎

荒井　政弘

宇野　芳夫

池田雅太郎　厚見　良夫

梅澤　二郎

大崎　良一

榊原　一郎

尾根　正

加土井正和

久我　元

小林　裕一

島　三郎

關　村和

竹田　謙雄

永井　省

中道　勇正

橋本　俊一

華田　克巳

藤田　知一

松本　治助

三輪正五郎

吉田　一雄

飯田　穩

稻岡　順雄

海野　秋津

河合　準治

酒井榮良治

富田　清

夏井　偉雄

新見　文彦

萩原　健佑

安居　律

平川　朝雄

中西　三郎

末安　三義

村村　澄雄

◉第四高等學校

文科甲類

青柳　三郎

荒井　政弘

宇野　芳夫

池田雅太郎　厚見　良夫

梅澤　二郎

大崎　良一

榊原　一郎

尾根　正

加土井正和

久我　元

小林　裕一

島　三郎

關　村和

竹田　謙雄

永井　省

中道　勇正

橋本　俊一

華田　克巳

藤田　知一

松本　治助

三輪正五郎

吉田　一雄

飯田　穩

稻岡　順雄

海野　秋津

河合　準治

酒井榮良治

富田　清

夏井　偉雄

新見　文彦

萩原　健佑

安居　律

山路　忠司

吉野　三郎

吉村　三男

渡邊　六郎

理科甲類（イ）

石谷　實

今井　政平

宇都宮正治

岡田　照三

笠原　寫

鎌田健次郎

桐村　信雄

久保　眞澄

小林　元藏

澤田　幸彌

柴田　敏夫

關口　彌生

竹內　左近

竹內　政德

土屋　清

中川　實

新田　晴雄

野崎　清藏

畠山　昭吉

林屋康三郎

平野　敏也

藤平　右近

古川　利夫

松田　忠博

三浦　幸佶

水谷　寬

村市　徹郎

山下　忠彦

渡邊　淳

同（ロ）

淺野　仁吉

井上支那彦

今津　三郎

岡村　正

川本　宗生

河野　通弘

黑屋　孝士

岩崎　次郎

甲斐　省三

陸山　英信

村木　健次

佐戸　利克

伊藤　隆信

奥山　幸夫

影山　秀康

工藤　博爾

坂本　克巳

清水　浩

高橋幸太郎

竹內　眞一

野坂　外好

原田　政次

八牧　力雄

前田　正次

山森　昭

井上　英彦

植木　驥一

植村　光雄

大西　一正

大前　一正

大矢　一正

小椋　正文

河口　三郎

黑野　忠雄

篠原藤之助

關根　和雄

中島　豐穗

相原　正

稻本　一夫

越智　重美

篠原　憲介

後藤吉郎兵衛

坂元　種夫

末松　幹

高岡　實

秋宮　一人

植岡　靜雄

柏原　尤一

串田　克巳

齋藤　潔

末松　幹生

鈴木　章

友岡滿壽美

安藤　正睦

小椋　正文

河口　三郎

黑野　忠雄

篠原藤之助

關根　和雄

中島　豐穗

安田　章生

山口　時雄

山本　志郎

吉田　恒夫

與謝野　健

渡邊爾榮司

◉學事

◉學位授與　千葉醫科大學ニ於テ　本月一日竹島和雄ニ同學部講師正學科再入學ヲ許可セリ（文部省）

◉生徒卒業　松山高等學校ニ於テ　去月二十五日姫路高等學校ニ於テ同九日各高等科ヲ、德島高等工業學校ニ於テ同十五日孰モ卒業セシ者ノ氏名左ノ如シ（文部省）

◉松山高等學校

文科甲類

安部　肇

伊藤　正一

岡田　快哉

遠藤　福雄

大矢　安義

門屋　勳

近藤　元正

白石　定義

關根　勇

德田彌次郎

長島　廉

矢野　正明

横田　敏夫

文科乙類

井上　虎雄

今井　賴夫

奥島　豐彌

桂七十七郎

小林　久夫

重米　茂

鈴木　節雄

津山　善市

長尾　廣親

山田　秀

涌島　潔巳

宇都宮周策

戒田　亘

佐伯　拓一

德弘覺次良

仲田　包武

濱垣　信清

廣橋　泰三

松井　正通

宮內　正

森　雄三

山崎　績

秋宮　一人

植岡　靜雄

柏原　尤一

串田　克巳

齋藤　潔

末松　幹生

鈴木　章

友岡滿壽美

安藤　正睦

小椋　正文

河口　三郎

黑野　忠雄

篠原藤之助

關根　和雄

中島　豐穗

相原　正

稻本　一夫

越智　重美

篠原　憲介

後藤吉郎兵衛

坂元　種夫

末松　幹

高岡　實

第十師團

歩兵第三十九聯隊

歩兵第三十九聯隊衛生部幹部候補生

關谷　清一

千葉　寬

内藤　靖

西畑正太郎

原　馘一

平田　義正

三竝　秀人

村上　光三

山本　弘

理科乙類

青柳　謙治

伊藤　勇一

岡藤德太郎

唐澤　信雄

倉增　敏夫

瀨川　二郎

田邊　健彦

恒富　康邦

原　卓二

部坂　恒夫

松浦　誠

守田　英雄

◉姫路高等學校

文科甲類

明石貞三郎

石原　貴郎

稻見　嘉三

岡田　豊

片山　洋一

木ノ本市郎

久米　光治

小牧　五郎

島村哲太郎

富田　泰

中島　榮雄

中村　茂

根本　三郎

羽月　直文

平高　宗正

藤原　久夫

本田　滿

滿野　公介

水田　寛

向井　正行

淺野　元三

磯嶋　與三

井上　健一

岡田　豊

尾見正太郎

河南　晉朗

木村三四吾

鞍元　健造

志方　正

高田　一郎

内藤　玄匡

永田　安正

西村　茂

信岡　貞藏

波來谷　進

原　大二郎

濱田　泰術

平高　健市

福永　邦雄

保坂　信吉

松本　修

水田　八治

美濃部榮雄

森田　博

石井　昭夫

伊藤　忠成

太田　雅造

柿坪　精吾

國重　清助

古長　文雄

田中　博治

島原　茂

中田　豊

西村　進

根本　三郎

羽月　直文

平高　宗正

藤原　久夫

本田　滿

滿野　公介

水田　寛

向井　正行

安田　章生

山口　時雄

山本　志郎

吉田　恒夫

與謝野　健

渡邊爾榮司

◉學事

◉學位授與　千葉醫科大學ニ於テ　本月一日竹島和雄ニ同學部講師正學科再入學ヲ許可セリ（文部省）

◉生徒卒業　松山高等學校ニ於テ　去月二十五日姫路高等學校ニ於テ同九日各高等科ヲ、德島高等工業學校ニ於テ同十五日孰モ卒業セシ者ノ氏名左ノ如シ（文部省）

◉松山高等學校

文科甲類

安部　肇

伊藤　正一

岡田　快哉

遠藤　福雄

大矢　安義

門屋　勳

近藤　元正

白石　定義

關根　勇

德田彌次郎

長島　廉

矢野　正明

横田　敏夫

文科乙類

井上　虎雄

今井　賴夫

奥島　豐彌

桂七十七郎

小林　久夫

重米　茂

鈴木　節雄

津山　善市

長尾　廣親

山田　秀

涌島　潔巳

宇都宮周策

戒田　亘

佐伯　拓一

德弘覺次良

仲田　包武

濱垣　信清

廣橋　泰三

松井　正通

宮內　正

森　雄三

山崎　績

秋宮　一人

植岡　靜雄

柏原　尤一

串田　克巳

齋藤　潔

末松　幹生

鈴木　章

友岡滿壽美

安藤　正睦

小椋　正文

河口　三郎

黑野　忠雄

篠原藤之助

關根　和雄

中島　豐穗

相原　正

稻本　一夫

越智　重美

篠原　憲介

後藤吉郎兵衛

坂元　種夫

末松　幹

高岡　實

第十師團

歩兵第三十九聯隊

歩兵第三十九聯隊衛生部幹部候補生

關谷　清一

千葉　寬

内藤　靖

西畑正太郎

原　馘一

平田　義正

三竝　秀人

村上　光三

山本　弘

理科乙類

青柳　謙治

伊藤　勇一

岡藤德太郎

唐澤　信雄

倉增　敏夫

瀨川　二郎

田邊　健彦

恒富　康邦

原　卓二

部坂　恒夫

松浦　誠

守田　英雄

◉姫路高等學校

文科甲類

明石貞三郎

石原　貴郎

稻見　嘉三

岡田　豊

片山　洋一

木ノ本市郎

久米　光治

小牧　五郎

島村哲太郎

富田　泰

中島　榮雄

中村　茂

根本　三郎

羽月　直文

平高　宗正

藤原　久夫

本田　滿

滿野　公介

水田　寛

向井　正行

淺野　元三

磯嶋　與三

井上　健一

岡田　豊

尾見正太郎

河南　晉朗

木村三四吾

鞍元　健造

志方　正

高田　一郎

内藤　玄匡

永田　安正

西村　茂

信岡　貞藏

波來谷　進

原　大二郎

濱田　泰術

平高　健市

福永　邦雄

保坂　信吉

松本　修

水田　八治

美濃部榮雄

森田　博

石井　昭夫

伊藤　忠成

太田　雅造

柿坪　精吾

國重　清助

古長　文雄

田中　博治

島原　茂

中田　豊

西村　進

根本　三郎

羽月　直文

平高　宗正

藤原　久夫

本田　滿

滿野　公介

水田　寛

向井　正行

安田　章生

山口　時雄

山本　志郎

吉田　恒夫

與謝野　健

渡邊爾榮司

◉學事

◉學位授與　千葉醫科大學ニ於テ　本月一日竹島和雄ニ同學部講師正學科再入學ヲ許可セリ（文部省）

◉生徒卒業　松山高等學校ニ於テ　去月二十五日姫路高等學校ニ於テ同九日各高等科ヲ、德島高等工業學校ニ於テ同十五日孰モ卒業セシ者ノ氏名左ノ如シ（文部省）

◉松山高等學校

文科甲類

安部　肇

伊藤　正一

岡田　快哉

遠藤　福雄

大矢　安義

門屋　勳

近藤　元正

白石　定義

關根　勇

德田彌次郎

長島　廉

矢野　正明

横田　敏夫

文科乙類

井上　虎雄

今井　賴夫

奥島　豐彌

桂七十七郎

小林　久夫

重米　茂

鈴木　節雄

津山　善市

長尾　廣親

山田　秀

涌島　潔巳

宇都宮周策

戒田　亘

佐伯　拓一

德弘覺次良

仲田　包武

濱垣　信清

廣橋　泰三

松井　正通

宮內　正

森　雄三

山崎　績

秋宮　一人

植岡　靜雄

柏原　尤一

串田　克巳

齋藤　潔

末松　幹生

鈴木　章

友岡滿壽美

安藤　正睦

小椋　正文

河口　三郎

黑野　忠雄

篠原藤之助

關根　和雄

中島　豐穗

相原　正

稻本　一夫

越智　重美

篠原　憲介

後藤吉郎兵衛

坂元　種夫

末松　幹

高岡　實

官報
1882
昭和八年四月十二日

地方行政

在外公館報告

觀象

第1882号　本文

土地收用公告

都市計畫公告

廣告

◎高等試驗豫備試驗公告

◎地圖發行

◎藥劑師免許證再下付

◎檢定教科用圖書

◎醫師免許證再下付

◎歯科醫師免許證再下付

◎華族世襲財產

第1882号　本文

官報　第一八八二號　昭和八年四月十二日　本紙目

第1882号　本文

◎購買入札

第一號 無砂壓搾麥 十四万瓩(七万瓩宛二口) 東京屯在部隊納
第二號 同 五万瓩 目黑區世田谷區各屯在部隊納
第三號 同 六万五千瓩 習志野屯在部隊納
第四號 同 二万瓩 佐倉屯在部隊納
第五號 同 三万五千瓩 千葉屯在部隊納
第六號 同 三万五千瓩 國府臺松戸各屯在部隊納
第七號 同 四万五千瓩 下志津屯在部隊納
第八號 同 一万五千瓩 王子區板橋區各屯在部隊納
第九號 同 三万瓩 中野區屯在部隊納
第十號 同 一万瓩 立川所澤各屯在部隊納
第十一號 同 一万八千瓩 横須賀浦賀各屯在部隊納
第十二號 同 二万瓩 甲府屯在部隊納
第十三號 同 三万二千瓩 富士廠舍出張各部隊納
第十四號 叺入無砂壓搾麥 五百石 本廠納
入札心得書及契約書案竝標本 當廠ニ在リ
入札及開札 本月二十一日午前十時當廠ニ於テ入札即時開札

第一號 糵 七十二万瓩(三十六万瓩宛二口) 東京屯在部隊納
第二號 同 七十万瓩(三十五万瓩宛二口) 目黑區世田谷區(但シ近砲、砲一ヲ除ク)屯在各部隊納
第三號 同 六十万瓩(三十万瓩宛二口) 世田谷區屯在部隊納
第四號 同 百二十万瓩(三十万瓩宛四口) 習志野屯在部隊納
第五號 同 一万七千瓩 佐倉屯在部隊納
第六號 同 七万五千瓩 千葉屯在部隊納
第七號 同 四十五万瓩 國府臺松戸各屯在部隊納
第八號 同 七十四万瓩(三十七万瓩宛二口) 下志津屯在部隊納
第九號 同 二万五千瓩 王子區板橋區各屯在部隊納
第十號 同 五万瓩 中野區立川所澤各屯在部隊納
第十一號 同 五万瓩 横須賀浦賀各屯在部隊納
第十二號 同 一万六千瓩 甲府屯在部隊納
第十三號 同 二十万瓩 富士廠舍出張各部隊納
入札心得書及契約書案竝標本 當廠ニ在リ
入札及開札 本月二十二日午前十時當廠ニ於テ入札即時開札
入札保證金 各自見積代金ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
入札者資格 大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格ヲ具フル者ニ限ル
昭和八年四月十二日 陸軍糧秣本廠

一松丸太 三五〇立方米
一扁柏丸太 二五〇立方米
以上納期 本年五月三十一日
一入札竝開札 本月二十二日午前十一時、即時開札
一入札場所 當部購買課
一公示書類 契約書案及入札者心得 同課ニ在リ
一入札保證金 入札價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
一契約保證金 契約價格ノ百分ノ十以上(同上)
一入札者資格 大正十一年一月大藏省令第三十三號ノ資格ヲ有スル者
一契約擔任官 横須賀海軍工廠會計部長 高橋四郎
昭和八年四月十二日 横須賀海軍工廠會計部

一ガーゼ外一點 履行期限 本年六月五日
一入札竝開札 本月二十二日午前十時
一入札場所 本院藥劑部
一公示書類 契約書案、入札者心得等同部ニ在リ
一入札保證金 入札價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
一契約保證金 契約價格ノ百分ノ十以上(同上)
一入札者資格 大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者
一契約擔任官 呉海軍病院長 福島久之
昭和八年四月十二日 呉海軍病院

一西洋紙 一七五、〇〇〇枚外四點
一契約條項ヲ示ス場所 當所
一入札竝開札日時及場所 本月十七日午前十一時當所ニ入札書ヲ差出スヘシ即時開札ス但シ郵便(電信)入札差支ナシ
一入札保證金 各自見積價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
一入札資格 大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者ニ限ル
昭和八年四月十二日 小菅刑務所

一精麥(十立ノ衡量七瓩)(二百八十瓦以上) 二万瓩 當所納
一同(同) 八千瓩 山形刑務支所納
一契約條項ヲ示ス場所 當所
一入札竝開札日時及場所 本月二十四日午後一時マテ當所ニ入札書ヲ差出スヘシ即時開札ス但シ郵便(電信)入札差支ナシ
一入札保證金 各自見積價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
一入札資格 大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者ニ限ル
昭和八年四月十二日 秋田刑務所

◎購買入札公告取消

本月七日本欄内掲載當所購買入札公告(精麥二万瓩)ハ之ヲ取消ス
昭和八年四月十二日 秋田刑務所

◎法人登記

◎財團法人青島學院變更
一理事田中元千代ハ昭和八年一月五日辭任シ同年二月二十八日左記ノ者理事ニ就任ス
安藤榮次郎 青島貴嚢路四十號
右昭和八年三月十日登記 在青島日本帝國總領事館

◎産業組合登記

◎本月二十七日官報廣告二別刷二八頁三段掲載有限責任下太田村信用購買販賣利用組合變更公告中四段二行「理事ニ就任ス」ハ「監事ニ就任ス」ノ誤ニ付訂正ス
昭和八年三月三十日 新宮區裁判所下里出張所

◎森林組合登記

◎大山造林森林組合變更
一監事前澤善作岡本孫兵衞ハ昭和八年二月八日重任ス
右昭和八年二月十八日登記 富山區裁判所上瀧出張所

◎森林組合設立
一名稱 羽和泉村造林保護森林組合
一事務所 廣島縣御調郡羽和泉村大字羽倉一千四百四十二番地
一目的及事業
目的 森林ノ荒廢ヲ復舊竝ニ防止シ森林ノ利用ヲシテ國土ノ保安ニ適合セシム
事業 一地盤保護工事及地盤保護植樹竝ニ之ニ要スル苗木ノ養生及購入 二立木竹其他産物ノ處分竝ニ下刈手入及成林撫育ニ關スル指導監督 三森林ノ保護
一設立許可ノ年月日 昭和八年二月八日
一出資又ハ費用分擔ノ方法 前事業ノ第二號第三號ノ各組合員ノ費用分擔ノ割合ハ其所有森林面積ニ比例シテ之ヲ定ムルモノトス 第一號ノ事業ニ關スル費用ニシテ國縣其他ヨリ交付セラルル補助金及獎勵金ヲ以テ支辨シタル不足額ハ該事業施行地ノ森林所有者タル組合員ニ於テ負擔シ其割合ハ各組合員ニ屬スル當該事業ノ實費ニ比例シテ之ヲ定ム
本組合毎事業年度經費ノ剩餘金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ翌年度ニ繰越シ又組合ノ基本金ニ積立ツルモノトス 基本金ハ之ヲ郵便貯金トナシ或ハ組合ノ承認ヲ經タル銀行ニ預ケ入レ又ハ之ヲ總會ノ承認ヲ經タル有價證券ヲ買入ルルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス基本金ハ天災其他必要已ムヲ得サル場合ニ於テ總會ノ決議ヲ經タルトキニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス
一地區 廣島縣御調郡羽和泉村一圓トス
一理事ノ氏名住所
恩地 實 御調郡羽和泉村大字和草二千百五番地
前田 宇一 同郡同村大字羽倉二千九百二十番地
東 繢 同郡同村大字和草七百六十二番地
花本好太郎 同郡同村大字泉一千八百九十六番地ノ一
山下 元次 同郡同村大字羽倉一千二百二十八番地
一監事ノ氏名住所
山崎只一 御調郡羽和泉村大字和草一千七百八十四番地
門田三郎兵衞 同郡同村大字泉二百四十一番地
周才政市 同郡同村大字羽倉一千七百六十九番地
昭和八年二月十七日登記 尾道區裁判所羽和泉出張所

◎商業登記

◎合資會社設立
一商號 合資會社丸三商店
一本店 大阪市北區山崎町四十二番地
一目的 米穀ノ賣買及之レニ附帶スル一切ノ事業
一設立年月日 昭和八年二月十四日
一代表社員 中村國松
一社員氏名住所出資及責任
機械什器七點此價格金三百圓及金七百圓 有限 中野喜三郎 大阪府南河内郡彼方村大字横山二百十一番地
勞務 無限 中村國松 大阪市北區山崎町四十二番地
勞務 同 塚田平太郎 同市港區抱月町二丁目二十四番地

◎合資會社設立
一商號 合資會社白井洋行
一本店 大阪市北區樽屋町十六番地
一目的 メリヤス雜貨類ノ製造及賣買右原料品ノ賣買及ヒ之ニ附帶スル一切ノ業務且有望ナル事業ニ投資
一設立年月日 昭和八年二月一日
一社員氏名住所出資及責任
金五千圓 無限 白井久之助 奈良市光明院町十五番屋敷
金二千圓 有限 白井萬次郎 同市高御門町三十六番地
金二千圓 有限 北川龜太郎 大阪市東區北久太郎町四丁目七番地
金二千圓 有限 富田武雄 大阪府北河内郡交野村大字私部二千九百七十三番地
金二千圓 有限 森島米次 大阪市西區靱上通二丁目十五番地
一存立時期 二十箇年

◎合資會社設立
一商號 合資會社坂下製作所
一本店 大阪市此花區上福島南一丁目四十八番地
一目的 電氣車輛諸建築ノ電燈照明器具及附屬品製造卸販賣之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和八年二月十二日
一社員氏名住所出資及責任
金一千圓 有限 高尾嘉平 大阪市浪速區櫻川四丁目一千四百七番地
金五百圓 有限 坂下信次 同市此花區上福島北二丁目九十二番地
金七百圓 有限 坂下健一 同區上福島南一丁目四十八番地
勞務 無限 坂下綱次 同所
金五百圓 有限 木村幸一 岐阜縣大野郡高山町字空町二千八百二十八番戸
金八百圓 有限 山田花子 愛知縣西春日井郡西枇杷島町西六軒町五十六番地
一存立時期 十箇年

◎合資會社設立
一商號 合資會社藤原商店
一本店 大阪市北區東野田町四丁目四十七番地
一目的 硝子壜販賣及之ニ附帶スル商行爲
一設立年月日 昭和八年二月五日
一社員氏名住所出資及責任
金二千圓 無限 藤原幸一郎 大阪市北區東野田町四丁目四十七番地
金五百圓 有限 藤原のぶ 同所
金一千五百圓 有限 石川貞楠 同市旭區今福町榮通リ百八十四番地
一存立時期 二十箇年

◎合資會社設立
一商號 合資會社山守佐々木本店
一本店 大阪市天王寺區推寺町四十六番地
一目的 釀造用品製造販賣
一設立年月日 昭和八年二月十一日
一社員氏名住所出資及責任
勞務 無限 佐々木弘 大阪市住吉區阿倍野筋三丁目七十二番地
勞務 無限 角免喜市 大阪府南河内郡川上村大字嶋原八百三十一番地
釀造用商品三十點此價格金千四百三圓八十錢家具什器器械器具四十一點此價格金千五百九十六圓二十錢 有限 山本巖 大阪市天王寺區大道一丁目二十六番地

◎合名會社佐々木本店移轉
一昭和八年二月十日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
大阪市住吉區阿倍野筋三丁目七十二番地
一社員山本巖ハ同日持分全部ヲ同佐々木弘ニ讓渡シ退社シ讓受人ハ出資ヲ金三千五百圓ト變更ス

◎大阪食糧合名會社變更
一代表社員タル社員宮尾綱重ハ昭和八年二月十三日退社シ左記ノ者同日代表社員ニ就任ス
代表社員 片山秀雄
一左記ノ者同日入社ス
勞務 成山瀧造 大阪市住吉區南加賀屋町十二番地ノ二

◎合名會社設立
一商號 合名會社江商製袋工業所
一本店 大阪市天王寺區堀越町四十一番地
一目的 製袋器ノ販賣竝ニ各種紙袋ノ製造販賣
一設立年月日 昭和八年二月三日
一代表社員 中川啓造
一社員氏名住所出資及勞務
實用新案權此價格金二千圓及勞務 中川啓造 大阪市天王寺區堀越町四十一番地
金五千圓 岩内健亮 同市住吉區田邊東之町八丁目二十六番地
一存立時期 二十箇年

◎合名會社設立
一商號 合名會社櫻木春正商店
一本店 大阪市西區本田町通二丁目十八番地
一目的 砂糖販賣及糖水販賣竝ニ之ニ附帶スル商行爲
一設立年月日 昭和八年二月十二日
一代表社員 櫻木春正
一社員氏名住所出資
金二千圓 櫻木春正 大阪市西區本町通一丁目十八番地
金二千圓 櫻木德衞 同所

◎合名會社設立
一商號 合名會社高橋履物店
一本店 大阪市南區心齋橋筋一丁目十三番地
一目的 履物販賣及之レニ附帶スル事業
一設立年月日 昭和八年二月一日
一代表社員 高橋友次郎
一社員氏名住所出資
金一万五千圓 高橋友次郎 大阪市南區心齋橋筋一丁目十三番地
金四千一百圓 高橋惠以 同所
金九百圓 高橋千榮子 同所
一存立時期 三十箇年

◎支配人登記抹消
一主人 株式會社日本興業銀行
一支配人福岡德由ヲ昭和八年二月六日解任ス

◎支配人選任
一支配人氏名住所 中村秀夫 大阪市東區高麗橋五丁目一番地
一主人氏名住所 株式會社日本興業銀行 東京市麹町區丸ノ内一丁目八番地ノ一
一支配人ヲ置キタル場所 支配人ノ住所ニ同シ

◎日本アスベスト株式會社變更(支店)
一會社ヲ代表スヘキ取締役 取締役 大野德三郎ハ昭和八年一月二十八日重任ス
一監査役小消水義男ハ同日重任ス

◎合名會社ゼネラル、フオト、プロダクシヨン變更及解散
一社員高月マスハ昭和七年三月三十日退社ス
一社員高月マスハ昭和七年三月三十日退社シ社員一人トナリタルニ因リ解散ス
右昭和八年二月十四日登記

◎日本勸業證券株式會社變更(支店)
一取締役赤尚道明ハ昭和八年二月八日其住所ヲ大阪市天王寺區北山町四十番地ニ移轉ス
一取締役永野光ハ同日其住所ヲ福岡市平尾九百四十一番地ニ移轉ス

◎株式會社不動貯金銀行變更(支店)
一監査役三上進ハ昭和八年二月八日退任ス

◎つちやたび株式會社變更(支店)
一監査役河野一八ハ昭和八年二月一日退任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
今川武一郎 小倉市宇古船場町百三十二番地
一左記ノ者同日取締役ニ就任ス
松井萬太郎 東京市日本橋區堀留町一丁目三番地ノ八
田中 胖 久留米市西町千四百二番地

◎栗山商事株式會社變更
一監査役栗山サトハ昭和八年二月十三日重任ス

◎浪速企業株式會社變更
一監査役臼井爲助ハ昭和八年一月三十一日重任ス

◎千日土地建物株式會社移轉
一昭和八年二月二日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
大阪市南區難波新地十七番地ノ七 大阪歌舞伎座内

◎株式會社移轉
昭和七年十一月三十日本店ヲ高雄市新濱町三丁目十五番地ヨリ當管内ニ移轉シタルニ因リ左ノ登記ヲナス
一商號 昭和産業株式會社
一本店 大阪市港區田中元町三丁目百二十一番地
一目的 糖蜜竝糖蜜工業品ノ賣買糖蜜工業ノ投資竝ニ經營海陸海運業石炭砂糖麥粉及雜貨ノ賣買以上ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル一切ノ附帶事業
一設立年月日 昭和二年八月五日
一資本總額 金五十万圓
一株金額 金五十圓
一各株拂込額 金十二圓五十錢
一公告方法 會社店頭ニ掲示ス
一取締役氏名住所
平高寅太郎 神戸市葺合區籠池通二丁目三番地
山岡 靜雄 東京市淀橋區東大久保町十九番地
松井 匡祐 臺北市大正町一丁目一番地
一會社ヲ代表スヘキ取締役 平高寅太郎
一監査役氏名住所
北尾直樹 神戸市葺合區籠池通七丁目十九番地ノ十四番屋敷
竹内虎雄 臺中市寶町二丁目六番地
嚴 添籌 臺南市港町一丁目九十七番地
一存立時期 二十箇年

第1882号 本文

㊀株式會社設立
一商號　株式會社春陽堂
一本店　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一目的　書籍ノ販賣
一設立年月日　昭和八年一月五日
一資本總額　金二万圓
一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一公告方法　本店掲示ス
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百八十八番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊁株式會社設立
一商號　淵洲硫島燐特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊂株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一公告方法　本店掲示ス
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百八十八番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊃株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊄株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊅株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊆株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊇株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊈株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊉株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊊株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊋株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊌株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊍株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊎株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊏株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊐株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊑株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊒株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊓株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊔株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊕株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊖株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊗株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊘株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊙株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊚株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊛株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊜株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊝株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊞株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊟株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊠株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊡株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊢株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊣株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊤株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊦株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊧株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊨株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ生產品及繊物雜貨類ノ賣買依託販賣仲介及倉庫業竝ニ味噌果實醬類等ノ醸造加工竝ニ製品ノ販賣及之レ等ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和八年二月十四日
一資本總額　金二十万圓
一一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一本店ノ店頭ニ掲示ス
一公告方法　大阪府泉北郡濱寺町字鍛尾七百四丁目六番地
一取締役氏名住所　高木電吉郎　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一監査役氏名住所　高木電吉郎　同所
一支配人ヲ置キタル場所　大阪市西成區潮路通一丁目二十二番地
一存立時期　二十箇年
㊩株式會社設立
一商號　淵洲硫島縣特產販賣株式會社
一本店　大阪市港區八幡屋裏井町一丁目二百六十八番地
一目的　淵洲及ヒ廣島縣ノ農林產物及動植物性ノ

◎公示催告

上海四川路五十三號坂本洋行
中立人　坂本千惠雄

證書ノ重要ナル趣旨

(一)
一證券種類　船荷證券一通
一證券番號　十三號
一證券作成地　橫濱市海岸通リ　日本郵船株式會社支店
一證券發行者　日本郵船株式會社橫濱支店
一證券發行年月日　昭和八年三月十三日
一船舶國籍　日本
一船舶名稱及船長　筑波丸　西川植蔚
一船積地　日本橫濱港
一陸揚地　中華民國上海
一荷造及箇數　一百 D/M
一運送品ノ種類　晒粉
一記號　SHANGHAI ※626/725
一容積　八千二百六十八斤
一荷送人　大阪市東區北久寶寺町三丁目三七　曾我商店
一價格　金六百四十圓也
一運送賃　金七十五圓也(上海沖渡シ)
一荷受人　上海四川路五十三號　坂本洋行

(二)
一證券種類　船荷證券一通
一證券番號　十四號
一證券作成地　橫濱市海岸通リ　日本郵船株式會社支店
一證券發行者　日本郵船株式會社橫濱支店
一證券發行年月日　昭和八年三月十三日
一船舶國籍　日本
一船舶名稱及船長　筑波丸　西川植蔚
一船積地　橫濱港
一陸揚地　上海港
一荷造及箇數　二百箱
一運送品ノ種類　晒粉
一記號　ZD SHANGHAI 1/200
一容積　八千二百六十八斤
一荷送人　大阪市東區北久寶寺町三丁目三七　曾我商店
一價格　金九百九十圓也
一運送賃　金百六十二圓五十錢也

(三)
一荷受人　上海四川路五十三號　坂本洋行
一證券種類　船荷證券一通
一證券番號　十五號
一證券作成地　橫濱市海岸通リ　日本郵船株式會社支店
一證券發行者　日本郵船株式會社橫濱支店
一證券發行年月日　昭和八年三月十三日
一船舶國籍　日本
一船舶名稱及船長　筑波丸　西川植蔚
一船積地　橫濱港
一陸揚地　上海港
一荷造及箇數　二百箱
一運送品ノ種類　晒粉
一記號　S SHANGHAI 1/200
一容積　八千二百六十八斤
一荷送人　大阪市東區北久寶寺町三丁目三七　曾我商店
一價格　金九百九十圓也
一運送賃　金百六十二圓五十錢也
一荷受人　上海四川路五十三號　坂本洋行

(四)
一證券種類　船荷證券一通
一證券番號　四十五號
一證券作成地　東京市丸ノ內　日本郵船株式會社
一證券發行者　日本郵船株式會社
一證券發行年月日　昭和八年三月十二日
一船舶國籍　日本
一船舶名稱及船長　筑波丸　西川植蔚
一船積地　橫濱港
一陸揚地　上海港
一荷造及箇數　一百箱
一運送品ノ種類　晒粉
一記號　NB SHANGHAI 1/100
一容積　七千四百四十一斤
一荷送人　橫濱市中區野毛町一丁目　稻垣商店
一價格　四百九十一圓也
一運送賃　金七十圓也
一荷受人　上海四川路五十三號　坂本洋行

(五)
一證券種類　船荷證券一通
一證券番號　九十九號
一證券作成地　大阪市西區川口町　日本郵船株式會社支店
一證券發行者　日本郵船株式會社大阪支店
一證券發行年月日　昭和八年三月八日
一船舶國籍　日本
一船舶名稱及船長　阿蘇丸　乙部四郎
一船積地　大阪港
一陸揚地　上海港
一荷造及箇數　六箱
一運送品ノ種類　鐵線
一記號　S SHANGHAI ※1/6
一容積　八百三十九斤
一荷送人　神戶市神戶區中山手通リ二ノ一〇　二見商會
一價格　金一百六十五圓也
一運送賃　金三圓五十二錢也
一荷受人　上海四川路五十三號　坂本洋行

右證券ニ付キ前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其所持人ハ昭和八年十月三十一日午前十時迄ニ當館ニ其權利ヲ屆出テ且其證券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及ヒ提出ヲ爲サヽルニ於テハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和八年三月二十三日
在上海日本帝國總領事館
領事　下川久市

◎公示送達

埼玉縣川口市大字飯塚百十七番地
被告人　岡本君一

右ノ者ニ對スル賭博被告事件ニ付昭和八年六月二十日午前九時公判開廷候條當廳刑事法廷ニ出頭可有之候也

召喚ニ應セサルトキハ刑事訴訟法第八十六條ニ依リ勾引狀ヲ發スルコトアルヘシ

昭和八年四月七日
浦和區裁判所
判事　柳澤雅休

◎破產宣告

奈良市春日野町百五十八番地
債務者　大內セイ

右ノ者ニ對スル昭和七年(メ)第一四號破產事件ニ付當裁判所ノ爲シタル破產宣告ニ付公告スルコト左ノ如シ

一債務者大內セイヲ破產者トス
一破產管財人　奈良市登大路町辯護士　中西保之
一債權屆出期間　昭和八年四月二十二日迄
一第一回ノ債權者集會期日　昭和八年五月二日午前十時
一債權調查會期日　昭和八年五月二日午前十時
一破產者ノ債務者及破產財團ニ屬スル財產ノ所持者ハ破產者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ其財產ヲ交付スヘカラス破產者ニ對シ債務ヲ負擔スル者ハ其旨又其財產ヲ所持スルモノカ別除權ヲ有スルトキハ其債權ヲ有スルコトヲ昭和八年四月二十二日迄ニ破產管財人ニ屆出ツヘシ

昭和八年四月六日午前十時宣告
奈良區裁判所

岐阜市金園町四丁目十番地
債務者　加藤輔市

右ニ對スル昭和七年(マ)第一一〇號破產事件ニ付昭和八年四月八日午前九時當裁判所ノ爲シタル破產宣告ニ付公告スルコト左ノ如シ

一債務者加藤輔市ヲ破產者トス
本件破產手續ハ小破產トス
一破產管財人　岐阜市海老町辯護士　小山市次一
一債權屆出期間　昭和八年四月二十五日迄
一第一回ノ債權者集會期日及債權調查會期日　昭和八年五月五日午前九時
一破產者ノ債務者及破產財團ニ屬スル財產ノ所持者ハ破產者ニ辨濟ヲ爲シ又其財產ヲ交付スヘカラス破產者ニ對シ債務ヲ負擔スル者破產者ノ財產ヲ所持スル者ハ孰レモ其旨破產者ノ財產ヲ所持スル者カ別除權ヲ有スルトキハ其債權ヲ有スルコトヲ昭和八年四月二十五日迄ニ破產管財人ニ屆出ツヘシ

昭和八年四月八日
岐阜區裁判所

上川郡多寄村字風連市街地
生田源四郎

右ノ者ニ對スル昭和七年(ケ)第一號破產事件ニ付當裁判所ハ決定スルコト左ノ如シ

一、生田源四郎ヲ破產者トス
本件ヲ小破產トス
二、破產管財人　上川郡名寄町字名寄太西三條通南四丁目十四番地　田中長三郎
三、債權屆出期間　昭和八年四月二十二日迄
四、第一回債權者集會期日　昭和八年五月一日午前十時
五、債權調查ノ期日　昭和八年五月一日午前十時
六、破產者ノ債務者及破產財團ニ屬スル財產ノ所有者ハ破產者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ其財產ヲ交付スヘカラス破產者ノ債務者ハ其ノ債務ヲ負擔スルコト又右財產所有者ハ其財產ヲ所持スルコト若シ別除權ヲ有スルトキハ其債權ヲ有スルコトヲ昭和八年四月二十二日迄ニ破產管財人ニ屆出ツヘシ

昭和八年四月五日午前十時宣告
名寄區裁判所

◎破產手續終結

破產者　合名會社丸十棉店

右ニ對スル昭和五年(メ)第三七六號破產事件ニ付當裁判所カ最後ノ計算報告ノ爲メ招集シタル昭和八年四月四日ノ債權者集會ニ於テ破產管財人ノ終局計算ヲ承認シ同集會ハ終結シタリ仍テ主文ノ如ク決定ス

主文

本件破產手續ハ之ヲ終結ス

右公告ス

昭和八年四月六日
大阪區裁判所

◎破產主任官變更

大正九年破第一〇號神谷長三郎破產事件ニ付破產主任官ヲ近藤周一ニ變更ス

昭和八年四月六日
名古屋地方裁判所岡崎支部

◎債權者集會招集

橫濱市中區末吉町二丁目三十二番地
破產者　多田倉吉

右ノ者ニ對スル昭和七年(ホ)第一七號破產事件ニ付破產管財人ノ申立テニヨリ計算報告ノ爲メノ債權者集會期日ヲ昭和八年四月十八日午前十時ト定メ當裁判所ニ招集ス

昭和八年三月三十一日
橫濱區裁判所

川崎市古川通十三番地
破產者　鈴木八重作

右ニ對スル昭和六年(ホ)第四八號破產事件ニ付破產管財人ヨリ破產財團ヲ以テ破產手續ノ費用ヲ償フニ足ラス因テ破產廢止ノ申立テアリタルニヨリ破產廢止ノ決定ヲ爲スヘキカ否ニ付債權者集會ノ意見ヲ聽ク爲メ當裁判所ハ昭和八年四月十八日午前十時債權者集會ヲ當裁判所ニ招集ス

昭和八年三月三十日
橫濱區裁判所

破產者　鈴木外一郎

右ノ者ニ對スル昭和六年(メ)第七號破產事件ニ付當裁判所ハ破產管財人ノ申立ニ因リ債權者集會ヲ當廳ニ於テ招集スルコト左ノ如シ

一日時　昭和八年五月五日午前九時
一會議ノ目的　破產管財人ノ終局計算報告ノ爲メ

昭和八年四月五日
新宮區裁判所

破產者　大田米太郎

右ノ者ニ對スル破產事件ニ付監查委員亀田外次郎ハ死亡同櫻田淺衞ハ辭任ニ付其補缺選任ノ爲メ債權者集會ヲ昭和八年四月二十七日午前十時當廳ニ招集ス

昭和八年四月四日
富山區裁判所

◎債權者集會期日變更

破產者　大田米太郎

右ノ者ニ對スル破產事件ニ付昭和八年四月二十七日午前十時ノ債權者集會期日ヨリ同年五月一日午前十時ト變更ス

昭和八年四月七日
富山區裁判所

◎債權調查特別期日

破產者　祖父江製菓株式會社

右ニ對スル昭和六年(マ)第一六一號破產事件ニ付債權屆出期間經過後ニ屆出タル債權調查ノ爲メ其ノ特別期日ヲ昭和八年四月二十二日午前十時ト指定ス

昭和八年四月六日
名古屋區裁判所
判事　古川鍵三郎

◎債權者集會招集及債權調查特別期日

破產者　北光林業株式會社
舊日本包裝板締株式會社

右ニ對スル昭和六年(ケ)第　破產事件ニ付左ノ如ク當廳ニ債權者集會ヲ招集シ且ツ債權調查ノ特別期日ヲ開ク

一日時　昭和八年五月六日午前九時
一債權者集會ノ目的　株主ニ請求中ナル株金拂込請求事件ニ付株主ヨリ和解ヲ申出スル者アルヲ以テ之レカ和解ノ諾否及條件

右公告ス

昭和八年四月七日
室蘭區裁判所

◎和議認可

京都市下京區黑門通四條下ル下リ松町一一五ノ二合地
債務者　島津恒三郎

右ノ者ニ對スル昭和七年(ミ)第一三號和議事件ニ付債務者提供ニ係ル左記條件ヲ以テスル和議ハ昭和八年三月二十八日午後一時ノ債權者集會期日ニ於テ法定數ヲ得テ可決セラレ而モ不認可ノ決定ヲ爲スヘキ事由存セサルヲ以テ左ノ如ク決定ス

主文

本件和議ハ之ヲ認可ス

和議條件

一和議債權ノ七割ハ免除ヲ受クルコト
一和議債權ノ三割ニ相當スル金員ヲ左ノ方法ヲ以テ支拂フコト
和議認可決定確定後三箇月目ヲ第一回トシ爾後昭和九年十二月末ヨリ每年十二月末日ニ債權額ノ五分宛六回ニ分割シテ支拂フコト
一前項支拂金ニ付キ京都市下京區黑門通四條下ル下リ松町百五十一番ノ二合地島津ミツハ連帶保證ノ責ニ任スルコト

昭和八年四月四日
京都區裁判所

◎鐵道財團强制競賣開始決定ニ付申出方

水戶市大町五五九番地
債務者　水戶電氣鐵道株式會社

右ノ所有ニ係ル下水戶常陸長岡間鐵道財團ニ對シ昭和八年二月十六日昭和八年(ヌ)第一二號ヲ以テ强制競賣開始決定有之候條租稅其ノ他ノ公課ヲ主管スル官廳及公署ハ來ル四月二十五日迄ニ右ニ對スル權利ノ有無及限度ヲ申出ツヘシ

昭和八年四月五日
水戶區裁判所

◎行旅死亡人

本籍住所職業氏名不詳推定年齡二十一年位ノ男人相丈五尺四寸位顏圓ク色淺黑ク鼻隆ク頭髮丸刈前上ニ金齒一本アリ其他並著衣茶莫大小襯衣同股引白ポプリンワイシヤツ水色ネクタイ紫絲緞羅紗背廣洋服黑羅紗オーバヲ著シ茶色中折帽ヲ冠リ黑革製編上靴ヲ穿ツ

右中毒患者トシテ本年一月三十一日當市救護所ニ收容救護中去月一日午前六時三十分死亡シタルモ身元不明ノタメ當市ニ於テ假埋葬執行セリ心當リノ者ハ申出テラルヘシ

昭和八年三月
靜岡縣濱松市役所

◎日本銀行週報

◎兌換銀行券發行高每週平均高報告(自昭和八年四月二日至昭和八年四月八日)

發行兌換銀行券		一,〇九九,七六四,七三七・〇〇〇円
準備	金貨及金地金	四二五,〇六八,七八〇・〇〇〇
保證	公債	三七六,二一三,九〇五・〇〇〇
	政府證券	二三,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇
	證券	五四,六六七,三五八・〇〇〇
	手形	二二一,八一四,六九四・〇〇〇
	合計	六七四,六九五,九五七・〇〇〇

◎營業報告(昭和八年四月八日)

負債ノ部		
資本金		六〇,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇円
積立金及損益金		一二三,〇五六,四一六・三五八
發行兌換銀行券		一,〇四八,九九六,四〇三・五〇〇
政府預金	政府當座預金	三五五,一四三,五三一・四八九
	其他	一三二,七三一,六七一・七〇三
	計	四八七,八七五,二〇三・一九二
一般預金		一八一,三七三,五五九・二七〇
小額紙幣準備寄託金		一一,二六〇,〇〇〇・〇〇〇
其他		一〇六,九九七,八一九・六七〇
總計		二,〇一八,五五九,四〇一・九九〇
資產ノ部		
拂込未濟資本金		一五,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇
現金	金貨及金地金	四二五,〇六九,七五四・五七〇
	其他	四二,四一七,三五〇・〇三〇
	計	四六七,四八七,一〇四・六〇〇
割引手形		六五一,三〇四,七七八・五五〇
政府法定貸金		二二,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇
政府一時貸金		二,九二四,七五六・二五〇
貸付金		二七,〇〇六,五九三・〇八〇
外國爲替貸金		二九,九六六,二〇五・五九〇
公債		六五五,一一三,四九五・五九〇
代理店勘定		八四,九三九,八九一・六三八
政府勘定特殊現金		三一,三六四,三一三・四六一
小額紙幣準備保管金		一一,二六〇,〇〇〇・〇〇〇
其他		一九,一九二,二六五・二三一
總計		二,〇一八,五五九,四〇一・九九〇

昭和八年四月十一日
日本銀行

◎外國郵便物東京中央郵便局締切日時表

通常 普通 月日時	通常 書留 月日時	小包 月日時	郵便船出帆港	船名
◎加奈陀、米國、南米等行				
四、一三後零10	四、一三前一一、五〇	—	橫濱	日枝丸
同一五後零10	同一五前一一、五〇	—	同	エムプレス、オブ、ルシア號
◎南支那、香港、フィリピン群島、海峽殖民地、英領印度等行				
同一五後零10	同一五前一一、五〇	四、一四後10	同	畿內丸
同一四後七	同一四後六半	同一四前九半	神戶	もんてびでお丸
同一五前八半	同一四後10	—	同	プレジデント、マヂソン號
同二〇前八半	同二〇後10	四、一四後10	門司	榛名丸
◎香港、フィリピン群島、濠洲、新西蘭等行				
同一五後八、一五	同一五後七、四五	同一三前九半	長崎	賀茂丸
◎蘭領東印度行				
同一七前八半	同一六後三	同一五前九半	門司	びるま丸

(備考)　榛名丸ノ小包ハ橫濱局送、賀茂丸及びるま丸ノ小包ハ神戶局送トス

第1882号　本文

事務簡捷ニ能率増進

18型ベストスタンプ台

●綿ワタに浸ベるスタンプインキ●
始めからインキを塗らず數十万回使用出來る
今や諸官廳より自粛的好評を賜る

馬印スタンプインキ
各種日付スタンプ
高級朱肉・黒肉
古肉錬用柴油

大阪市安堂三
卷舖 森敬商店
電話七六五二七二二番
振替大阪一九九七番

ナショナルカーボン紙
國産優良撰定品
大阪市廻區救出町
日本複寫紙合資會社

アサヒ複寫紙
振替口座大阪二八〇五二番

威權の用
床面手入用
ラッキーフロアポリシュ（木床リノリューム油）
水ト温湯三倍ニテ御使用出來
汚レガ取レテ油ガ少量デ綺麗ニナル
床面ニ光アリ
光アル所汚レ少シ
（型錄進呈）

ワックス↓ラリキュードWAX↑
ラリキュードWAX↑フロアポリシュー油
東洋リノリューム會社御指定
ラッキー工業所
發賣元
三村芳太郎商店
大阪市西區西長堀北通二丁目
電話新町二八九振替大阪二五五二

日本最古ノ
專賣特許
十文字式
陸海軍 諸官省 諸會社 御用
消火器
（效力永久不變）
明治廿三年 東京神田區須田町廿三
十文字商會
電話神田二六一番

カタログ進呈

寫眞特許七〇六三九
新案特許一〇八〇八五四
米國特許一六八五九五四
スポンチニム指サック
勤務上＝能率増進＝指先滑らず傳票訪
醫療上＝治療促進＝あせに濕はず
使用上＝好感美感＝耐水耐久万人必要
各種地名店名に有り
文具
東京府寺島町二ノ一一七
森本ゴム工業所
電話向島四二一四八番

商工省撰定 優良國産品
東京下谷西町三
三星繪具製造所
電話下谷（五〇〇）三番
關西代理店 大阪市東區平野町
株式會社 福井商店

用御廳官諸

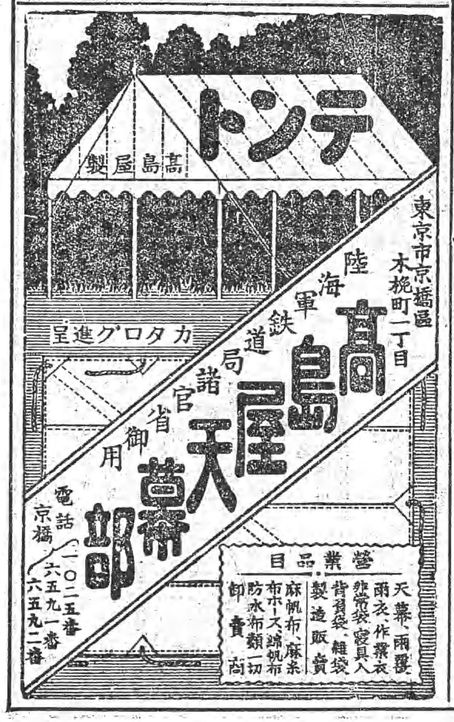

PATENT WORKING ADVERTISEMENT

Patent No. 87475.
Date July 9th, 1930.
Subject A suction pump for modifying the suction created in the intake manifold of an engine.
Patentee, Trico Products Corporation, desires to sell this patent, or to grant licenses therefor on reasonable terms to any reliable ones in Japan.
Apply to
Taisujiro Uchimura,
No.6, San-Chome, Marunouchi,
Kojimachi-Ku, Tokyo, Japan.

特許權實施廣告
特許第八七四七五號
特許日昭和五年七月九日
發明ノ名稱內燃機關ノ吸引「マニフォールド」ニ生ズル「ニップル」ニ吸引筒ヲ接續シ有特許第七五九號ニ於ケル吸込ミ口ヲ設ケ吸引筒ヲ有特許第七五九號ニ於ケル「トリコ」プロダクツコーポレーション所有ノ特許ヲ相當ノ條件ニテ實施セント欲スル者ハ其ノ方法ヲ委細ハ日本ノ信頼スヘキ方ニ限リ

第1882号 本文

昭和八年度官報販賣所一覽

內閣印刷局

官報販賣所名	販賣區域	營業所位置	(電話)	振替口座番號	販賣人氏名
札幌	北海道	札幌市北一條西一ノ三	(札幌九七五)	小樽一三九九五	森佐久間
東京第一	東京市麴町區、赤坂區、四谷區、牛込區、小石川區、豐島區、淀橋區、中野區、杉並區、世田谷區、東京府八王子市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡	東京市小石川區表町一〇九	(小石川三〇九二)	東京六四〇九二	森屋俊三
東京第二	東京市神田區、京橋區、芝區、麻布區、品川區、荏原區、澁谷區、目黑區、大森區、蒲田區	同神田區鎌倉河岸二三號地	(神田三三五三 九六八)	東京三七一八四	朝日商工株式會社代表者 安東保吉
東京第三	東京市日本橋區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、城東區、江戶川區、向島區、葛飾區、足立區、荒川區、瀧野川區、王子區、板橋區	同牛込區市谷臺町一一	(四谷五九八二 二九七六)	東京七四一	吉田禮次郎
京都	京都府	京都市中京區柳馬場通三條下ル槌屋町第八六番八八	(本局四二二六 四二二七)	大阪二五八三	株式會社似玉堂代表者 福井松之助
大阪	大阪府	大阪市西區江戶堀下通一ノ二一	(天王寺二〇三八)	大阪五七五六一	植田爲造
橫濱	神奈川縣	橫濱市中區野毛町三ノ一五九	(長者町一五七〇)	東京五七一七五	鈴木信一
神戶	兵庫縣	神戶市榮町五ノ一一	(元町三七)	大阪二三〇七二	船井長治
長崎	長崎縣	長崎市築場町二ノ一〇	(長崎一四一三)	福岡六八六八	大塚運象
新潟	新潟縣	新潟市古町通七番町新潟目黑書店方	(新潟九〇三)	長野三一〇八	目黑十郎
浦和	埼玉縣	埼玉縣北足立郡浦和町本町四五一二	(浦和三一七)	東京二五七四五	淸水藤左衞門
前橋	群馬縣	前橋市連雀町七	(前橋一六七)	東京五三六四一	板井八重子
千葉	千葉縣	東京市小石川區表町一〇九	(小石川三〇九二)	東京六四〇九二	森屋俊三
水戶	茨城縣	水戶市上市柵町一ノ三六	(水戶一一八八)	東京七四一	吉田禮次郎
宇都宮	栃木縣	宇都宮市本鄕町二三	(宇都宮一三三三)	東京四二六四	藤田惣太郎
奈良	奈良縣	奈良市橋本町三六	(奈良二四六 四六二)	東京四〇一七	乾善兵衞
津	三重縣	津市京口町一二一一	(津二三〇)	名古屋一〇三九	別所藤四郎
名古屋	愛知縣	名古屋市西區下長者町四ノ九	(本局一七五 三四五)	名古屋一三五二〇	合資會社川瀨書店代表者 川瀨條吉
靜岡	靜岡縣	靜岡市吳服町五ノ八	(靜岡二一五 三三三)	東京二三三七	江河勝太郎
甲府	山梨縣	甲府市柳町九六	(甲府五一)	東京一一四	大塚源太郎
大津	滋賀縣	岐阜市七軒町一一	(岐阜六二 五八一)	名古屋二四六〇	西濃印刷株式會社岐阜支店代表者 河田貞次郎
岐阜	岐阜縣	岐阜市七軒町一一	(岐阜六二 五八一)	名古屋二四六〇	西濃印刷株式會社岐阜支店代表者 河田貞次郎
長野	長野縣	長野市大門町三八	(長野一二四 五四一)	長野一二四	西澤喜太郎
仙臺	宮城縣	仙臺市東三番丁一八	(仙臺六八八)	仙臺九四七五	佐々木淸十郎
福島	福島縣	福島市榮町一七黑田外繼方	(福島六〇四)	東京七四一	吉田禮次郎
盛岡	岩手縣	盛岡市肴町一	(盛岡四六三 九一)	仙臺一九五六	川村博
青森	青森縣	青森市米町一一九	(青森三一八)	仙臺六二七五	坂倉嘉吉
山形	山形縣	山形市香澄町大寶寺二二四	(山形六三六)	東京二三九二〇	阿部榮三郎
秋田	秋田縣	秋田市大町二ノ一七	(秋田一二九 九八四)	仙臺六〇〇五	石川信助
福井	福井縣	福井市佐佳枝中町五二	(福井一一二)	金澤七八四八	品川太右衞門
金澤	石川縣	金澤市片町五六ノ二	(金澤三一 六二)	金澤三一	株式會社宇都宮書店代表者 宇都宮與四
富山	富山縣	富山市總曲輪四五遠藤誠一方	(富山二六二)	金澤三五六五	磯野小兵衞
鳥取	鳥取縣	鳥取市若櫻町三四	(鳥取三〇九)	大阪四二六八	橫山敬次郎
松江	島根縣	松江市殿町一五〇	(松江二三六)	大阪五二四八四	今井衆文
岡山	岡山縣	岡山市本町通上石井一八四有文堂方	(岡山八四〇)	大阪四九九六三	船井長治
廣島	廣島縣	廣島市比治山町八六	(廣島四四一九)	下關八六八七	長岡庄八
山口	山口縣	山口市中市町七	(山口一三六)	下關八五五	白銀市太郎
和歌山	和歌山縣	和歌山市新通一ノ二九	(和歌山一六四)	大阪六二	宮井宗兵衞
德島	德島縣	德島市中通町字北側一	(德島二二〇)	大阪五四七九八	遠藤春昇
高松	香川縣	高松市西ノ丸町二	(高松一四五)	大阪二八七八八	喜多近二
松山	愛媛縣	松山市大街道二ノ六	(松山五一五)	大阪六六九七八	福島ツル
高知	高知縣	高知市帶屋町四三五	(高知九九一)	大阪五八二四一	野村茂久馬
福岡	福岡縣	福岡市春吉町土橋三五五ノ一	(福岡二七九三呼出)	福岡一九八四一	河野淸人
大分	大分縣	大分市大字大分六二六	(大分二三一)	福岡七四五	安部春吉
佐賀	佐賀縣	福岡市春吉町土橋三五五ノ一	(福岡二七九三呼出)	福岡一九八四一	河野淸人
熊本	熊本縣	熊本市紺屋今町七	(熊本八〇二)	福岡一五六三四	同安社代表者 林半次
宮崎	宮崎縣	宮崎市別府町二四	(宮崎四一六)	福岡一三九九五	尾崎則人
鹿兒島	鹿兒島縣	鹿兒島市山下町三四	(鹿兒島一六九一)	福岡一三六三〇	松浦吉太郎
那覇	沖繩縣	那覇市通堂町一ノ四六	(那覇四四五)	福岡三二四一	我那覇信

定價 一ヶ月 九十五錢 一ヶ年 [illegible] 一部 五錢 [illegible]
廣告料 本公告 六號一行 三十錢 一般廣告 [illegible]
發行所 東京市 [illegible] 內閣印刷局 [illegible]

(本書ノ大サハ國定規格A4判)

官報 昭和八年四月十二日 第千八百八十二號 水曜日 廣告二

◉産業組合登記

㊗有限責任北山田信用購買販賣利用組合變更
一理事中澤重幸昭和八年二月十一日辭任ス
㊗有限責任南野尻信用購買販賣利用組合變更
一理事香川豐次大門宗郎上田宇吉郎旧原衛南部七藏澁谷太八郎昭和八年一月二十八日各重任同日左ノ者新ニ就任ス
理事　城賀和一郎　東磯波郡南野尻村字代六二四番地
右昭和八年二月十五日登記
出町區裁判所福野出張所

㊗有限責任梅澤野信用購買販賣利用組合變更
一理事水上喜信土田治八安カ川甚吉島田淸助島田藤藏荒井元次郎監事朴木曹吉松島有之山本健一ハ昭和八年一月二十九日各重任シ同日左ノ者新ニ理事ニ就任ス
土田吉藏　東磯波郡梅澤野村增山三三九八番地
右昭和八年二月十五日登記

㊗有限責任櫛田信用購買販賣組合變更
一理事高田正弘大居秀之澤田健二荒木宇作池原爲二大木重太郎監事小西正二三田淸松鄕保正壺師二四郎ハ昭和八年一月二十七日各重任シ左ノ者新ニ理事ニ就任ス
中谷平藏　射水郡櫛田村串田新四〇七番地
右昭和八年二月十六日登記
出町區裁判所中田出張所

㊗有限責任宮內信用販賣購買利用組合變更
監事森繁重太郎ハ昭和八年一月二十六日其住所ヲ左ノ場所ニ移轉セリ
佐伯郡宮內村千七百二番地
監事河野幸吉小倉龍一倉本金次森繁重太郎ハ昭和八年二月十五日重任シ旧坂巖太郎ハ任期滿了ニ因リ同日退任シ左ノ者同日監事ニ就任ス
小田讓造　佐伯郡宮內村千五百五十八番地ノ一
昭和八年二月十七日登記
廣島區裁判所廿日市出張所

㊗有限責任大野信川購買組合變更
一監事益本吉次郎仁科榮次郎中丸圭一ハ任期滿了ノ處再選セラレ昭和八年一月三十一日重任シ監事石井修三ハ任期滿了ニ因リ同日退任シ左記ノ者同日新ニ監事ニ就任シタリ
昭和八年二月十七日登記
廣島區裁判所廿日市出張所

㊗有限責任明石方信用販賣購買利用組合變更
一理事井上源次郎ハ昭和八年一月三十一日辭任ス
昭和八年二月十四日登記
竹原區裁判所木ノ江出張所

㊗有限責任西生口信用販賣購買利用組合變更
一昭和八年一月三十日左ノ者新ニ理事ニ就任ス
小西與松　廣島縣豐田郡西生口村大字幅田二百七十六番地ノ一
㊗有限責任鰺浦信用販賣購買利用組合變更
一昭和八年一月三十一日左ノ者新ニ理事ニ就任ス
西原友吉　廣島縣豐田郡鰺浦村大字須波五百六十四番邸
㊗有限責任鰺浦信用販賣購買利用組合變更
一監事土屋龜四郎柏原要吉中山時二白須又助引地傳五郎ハ昭和八年一月三十一日重任ス
一昭和八年一月三十一日左ノ者新ニ監事ニ就任ス
藤本吉六　廣島縣豐田郡鰺浦村大字向田野浦千六百五十八番地
昭和八年二月十五日登記
尾道區裁判所瀨戸田出張所

㊗有限責任高須信用購買組合變更
一監事村上利一ハ昭和八年二月七日死亡ス

㊗有限責任東村信用購買組合變更
一理事高橋昌兵衛高垣市太郎大塚克政ハ昭和八年一月三十一日退任シ同小林宋太郎小川貫一ハ同日重任シ左記ノ者同日理事ニ就任ス
高橋市太郎　沼隈郡東村甲五百六十番地
石井　俊雄　同村千四百八十番地ノ一
吹抜　眞三　同村三千七百四十八番地
昭和八年二月十七日登記
尾道區裁判所松永出張所

㊗有限責任津之郷村信用組合變更
一理事岡孫七横山正太郎荒木延治岡本忠夫ハ昭和八年一月三十一日重任シ宵景忠衛ハ退任シ同日左ノ者理事ニ就任ス
沼隈郡津之鄕村津之鄕二百四十番屋敷
昭和八年二月十七日登記
福山區裁判所

㊗有限責任山南村信用購買組合變更
一監事金員任期滿了ノ處昭和八年一月三十一日監事稻毛谷右衛門永井又吉松岡太策各重任ス
右昭和八年二月十七日登記
福山區裁判所千年出張所

㊗有限責任山内東村信用購買利用組合變更
一理事八谷喜美右伽清右衛門瀧口榮藏中野幸太郎田邊源太郎ハ昭和八年二月三日重任ス
㊗理事味恭悅次郎味野十萬一小原實太味野吉太郎宇恭久兵衛田中政一ハ昭和八年一月十八日重任ス
㊗有限責任黒石信用購買販賣組合變更
監事小原淸志小原杉造宇恭秀太郎山田信一ハ昭和八年一月十八日重任ス
㊗有限責任帶江信用販賣購買組合變更
理事永野七三ハ昭和八年一月二十五日辭任ス
昭和八年二月七日登記
玉島區裁判所倉敷出張所

㊗有限責任逢東村市勢村伊勢崎村產牛信用販賣購買利用組合變更
一昭和八年二月三日監事米原榮太郎退任理事野口武保盛山伊太郎山崎武重米村礎平戸田重藏戸田才次郎吉本虎藏川西淸市宮本信藏監事生田源太郎坂本融ハ重任シ左記ノ者新タニ監事ニ就任セリ
松田英明　東伯郡逢東村百四十一番屋敷
右昭和八年二月十六日登記
倉吉區裁判所下鄕出張所

㊗有限責任本庄信用組合變更
一理事和田榮太郎ハ昭和八年二月五日辭任ス
右昭和八年二月十六日登記
松江區裁判所本庄出張所

㊗有限責任阪興村信用購買販賣利用組合變更
昭和八年一月三十日左ノ者理事ニ就任ス
宇山恒市能登郡阪興村大字石原五百七番地
同年一月三十一日監事淸山榮之助原田伊右衛門ハ重任シ左ノ者監事ニ就任ス
足立賢平能登郡阪興村大字古川百三十五番地
旧中雅吉同村大字植田百三十一番地

㊗有限責任神杉信用販賣購買利用組合（變更）
一理事雲井密爾久保逢郎横山昌郎倉澤庄市西村利桑原勇之助中嶋一升田淸八郎三好鼻一ハ昭和八年一月三十一日重任ス
一監事三原來至藤越繁一益子原良一有田俊一ハ昭和八年一月三十一日重任シ監事飯崎光ハ同日退任左記ノ者同日監事ニ就任ス
折田壯爾　雙三郡神杉村高杉四百五十四番地
右昭和八年二月十五日登記
三次區裁判所三良坂出張所

㊗有限責任山内東村信用購買利用組合變更
一理事八谷喜美右伽清右衛門瀧口榮藏中野幸太郎田邊源太郎ハ昭和八年二月三日重任ス
㊗理事味恭悅次郎味野十萬一小原實太味野吉太郎宇恭久兵衛田中政一ハ昭和八年一月十八日重任ス
㊗有限責任黒石信用購買販賣組合變更
監事小原淸志小原杉造宇恭秀太郎山田信一ハ昭和八年一月十八日重任ス
昭和八年二月一日登記
㊗有限責任帶江信用販賣購買組合變更
理事永野七三ハ昭和八年一月二十五日辭任ス
昭和八年二月七日登記
玉島區裁判所倉敷出張所

㊗有限責任逢東村市勢村伊勢崎村產牛信用販賣購買利用組合變更
一昭和八年二月三日監事米原榮太郎退任理事野口武保盛山伊太郎山崎武重米村礎平戸田重藏戸田才次郎吉本虎藏川西淸市宮本信藏監事生田源太郎坂本融ハ重任シ左記ノ者新タニ監事ニ就任セリ
松田英明　東伯郡逢東村百四十一番屋敷
右昭和八年二月十六日登記
倉吉區裁判所下鄕出張所

㊗有限責任本庄信用組合變更
一理事和田榮太郎ハ昭和八年二月五日辭任ス
右昭和八年二月十六日登記
松江區裁判所本庄出張所

㊗有限責任阪興村信用購買販賣利用組合變更
昭和八年一月三十日左ノ者理事ニ就任ス
宇山恒市能登郡阪興村大字石原五百七番地
同年一月三十一日監事淸山榮之助原田伊右衛門ハ重任シ左ノ者監事ニ就任ス
足立賢平能登郡阪興村大字古川百三十五番地
旧中雅吉同村大字植田百三十一番地

付錄
1882

昭和八年四月十二日　水曜日　官報　第一八二二號

農家負債整理の概要（その二）

農林省經濟更生部

（三）整理の主體　整理主體の主なる類型は、產業組合、村、農會、實行組合および負債整理組合（變更）であつて、その選擇は、その事業整理はその事業種類、負債の額、債權者の數、債權者と債務者との關係、債務者の資產の狀況、その他の事情を考慮して定めるのであるが、その選擇に當つては、主として次の點に留意する必要がある。

（イ）產業組合が整理を行ふものの二十七事例（註四）、（ロ）產業組合が中心となつて行ふもの七事例（註五）、（ハ）產業組合が中心となり村、村農會および產業組合が協力するもの三事例（註七）、（ニ）產業組合が中心となり村、村農會および產業組合が協力するもの一事例（註八）、（ホ）產業組合が中心となり村、村農會および產業組合が協力するもの一事例（註九）、（ヘ）產業組合が中心となり村、村農會および產業組合が協力するもの一事例（註一〇）、（ト）產業組合が中心となり村、村農會および產業組合が協力するもの一事例（註一一）、（チ）產業組合が中心となり村、村農會および產業組合が協力するもの一事例（註一二）、（リ）村が中心となるものではないが、負債整理に干與するもの多く十一事例（註一四）に上る。

その他農家の組合で整理を行ふもの五事例（註一五）、農會自ら行ふもの一事例（事例第二）、整理主體ではないが村農會の干與するもの四事例（註一六）、（ヌ）村が中心となり整理を行ふものは四事例（註一七）、（ル）村が中心となるものではないが、負債整理に干與するもの多く十一事例（註一四）に上る。

註一　（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（一〇）（一一）（一二）（一三）（一四）（一五）（一六）（一七）（一八）（一九）（二〇）（二一）（二二）（二三）（二四）（二五）（二六）（二七）（二八）（二九）（三〇）（三一）（三二）（三三）（三四）（三五）（三六）（三七）（三八）（三九）（四〇）（四一）（四二）（四三）（四四）（四五）（四六）（四七）（四八）（四九）（五〇）。

（五）整理の方法としては低利度への借替によるものの最も多く六十事例中四十五事例はこれである。なほ二以上の方法の組合せによるものもあつて、これには產業組合の設立と負債の整理を併せたもの、產業組合と共の內訳を示すと次の通りである。

（イ）借替のみによるもの　三十五事例（註一）

（ロ）借替と債務分を作成せるもの　一事例（註二）

（ハ）借替と負債整理の條件改訂とを併せ行せるもの　三事例（註三）。

（ニ）借替と產業組合の設立とを併せ行せるもの　一事例（註四）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理とを併せ行せるもの　一事例（註五）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇）。

（ナ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一）。

（ラ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二）。

（ム）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三）。

（ウ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四）。

（ヰ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五）。

（ノ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六）。

（オ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七）。

（ク）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八）。

（ヤ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九）。

（マ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇）。

（ケ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一）。

（フ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二）。

（コ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三）。

（エ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四）。

（テ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五）。

（ア）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六）。

（キ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七）。

（ユ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八）。

（メ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三九）。

（ミ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四〇）。

（シ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四一）。

（ヱ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四二）。

（ヒ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四三）。

（モ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四四）。

（セ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四五）。

（ス）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四六）。

（ン）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四七）。

（ロ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四八）。

（ハ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註四九）。

（ニ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五〇）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五一）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五二）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五三）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五四）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五五）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五六）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五七）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五八）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註五九）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六〇）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六一）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六二）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六三）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六四）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六五）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六六）。

（ナ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六七）。

（ラ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六八）。

（ム）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註六九）。

（ウ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七〇）。

（ヰ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七一）。

（ノ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七二）。

（オ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七三）。

（ク）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七四）。

（ヤ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七五）。

（マ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七六）。

（ケ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七七）。

（フ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七八）。

（コ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註七九）。

（エ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八〇）。

（テ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八一）。

（ア）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八二）。

（キ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八三）。

（ユ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八四）。

（メ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八五）。

（ミ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八六）。

（シ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八七）。

（ヱ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八八）。

（ヒ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註八九）。

（モ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九〇）。

（セ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九一）。

（ス）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九二）。

（ン）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九三）。

（ロ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九四）。

（ハ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九五）。

（ニ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九六）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九七）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九八）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註九九）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇〇）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇一）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇二）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇三）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇四）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇五）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇六）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇七）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇八）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一〇九）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一〇）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一一）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一二）。

（ナ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一三）。

（ラ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一四）。

（ム）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一五）。

（ウ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一六）。

（ヰ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一七）。

（ノ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一八）。

（オ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一一九）。

（ク）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二〇）。

（ヤ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二一）。

（マ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二二）。

（ケ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二三）。

（フ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二四）。

（コ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二五）。

（エ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二六）。

（テ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二七）。

（ア）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二八）。

（キ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一二九）。

（ユ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三〇）。

（メ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三一）。

（ミ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三二）。

（シ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三三）。

（ヱ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三四）。

（ヒ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三五）。

（モ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三六）。

（セ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三七）。

（ス）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三八）。

（ン）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一三九）。

（ロ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四〇）。

（ハ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四一）。

（ニ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四二）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四三）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四四）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四五）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四六）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四七）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四八）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一四九）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五〇）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五一）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五二）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五三）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五四）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五五）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五六）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五七）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五八）。

（ナ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一五九）。

（ラ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六〇）。

（ム）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六一）。

（ウ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六二）。

（ヰ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六三）。

（ノ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六四）。

（オ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六五）。

（ク）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六六）。

（ヤ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六七）。

（マ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六八）。

（ケ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一六九）。

（フ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七〇）。

（コ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七一）。

（エ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七二）。

（テ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七三）。

（ア）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七四）。

（キ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七五）。

（ユ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七六）。

（メ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七七）。

（ミ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七八）。

（シ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一七九）。

（ヱ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八〇）。

（ヒ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八一）。

（モ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八二）。

（セ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八三）。

（ス）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八四）。

（ン）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八五）。

（ロ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八六）。

（ハ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八七）。

（ニ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八八）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一八九）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九〇）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九一）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九二）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九三）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九四）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九五）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九六）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九七）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九八）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註一九九）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇〇）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇一）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇二）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇三）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇四）。

（ナ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇五）。

（ラ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇六）。

（ム）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇七）。

（ウ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇八）。

（ヰ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二〇九）。

（ノ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一〇）。

（オ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一一）。

（ク）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一二）。

（ヤ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一三）。

（マ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一四）。

（ケ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一五）。

（フ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一六）。

（コ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一七）。

（エ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一八）。

（テ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二一九）。

（ア）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二〇）。

（キ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二一）。

（ユ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二二）。

（メ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二三）。

（ミ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二四）。

（シ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二五）。

（ヱ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二六）。

（ヒ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二七）。

（モ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二八）。

（セ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二二九）。

（ス）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三〇）。

（ン）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三一）。

（ロ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三二）。

（ハ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三三）。

（ニ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三四）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三五）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三六）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三七）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三八）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二三九）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四〇）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四一）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四二）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四三）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四四）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四五）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四六）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四七）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四八）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二四九）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五〇）。

（ナ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五一）。

（ラ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五二）。

（ム）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五三）。

（ウ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五四）。

（ヰ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五五）。

（ノ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五六）。

（オ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五七）。

（ク）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五八）。

（ヤ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二五九）。

（マ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六〇）。

（ケ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六一）。

（フ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六二）。

（コ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六三）。

（エ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六四）。

（テ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六五）。

（ア）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六六）。

（キ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六七）。

（ユ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六八）。

（メ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二六九）。

（ミ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七〇）。

（シ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七一）。

（ヱ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七二）。

（ヒ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七三）。

（モ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七四）。

（セ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七五）。

（ス）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七六）。

（ン）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七七）。

（ロ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七八）。

（ハ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二七九）。

（ニ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八〇）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八一）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八二）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八三）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八四）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八五）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八六）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八七）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八八）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二八九）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九〇）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九一）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九二）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九三）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九四）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九五）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九六）。

（ナ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九七）。

（ラ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九八）。

（ム）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註二九九）。

（ウ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇〇）。

（ヰ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇一）。

（ノ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇二）。

（オ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇三）。

（ク）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇四）。

（ヤ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇五）。

（マ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇六）。

（ケ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇七）。

（フ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇八）。

（コ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三〇九）。

（エ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一〇）。

（テ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一一）。

（ア）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一二）。

（キ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一三）。

（ユ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一四）。

（メ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一五）。

（ミ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一六）。

（シ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一七）。

（ヱ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一八）。

（ヒ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三一九）。

（モ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二〇）。

（セ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二一）。

（ス）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二二）。

（ン）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二三）。

（ロ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二四）。

（ハ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二五）。

（ニ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二六）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二七）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二八）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三二九）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三〇）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三一）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三二）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三三）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三四）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三五）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三六）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三七）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三八）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三三九）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四〇）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四一）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四二）。

（ナ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四三）。

（ラ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四四）。

（ム）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四五）。

（ウ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四六）。

（ヰ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四七）。

（ノ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四八）。

（オ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三四九）。

（ク）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五〇）。

（ヤ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五一）。

（マ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五二）。

（ケ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五三）。

（フ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五四）。

（コ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五五）。

（エ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五六）。

（テ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五七）。

（ア）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五八）。

（キ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三五九）。

（ユ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六〇）。

（メ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六一）。

（ミ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六二）。

（シ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六三）。

（ヱ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六四）。

（ヒ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六五）。

（モ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六六）。

（セ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六七）。

（ス）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六八）。

（ン）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三六九）。

（ロ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七〇）。

（ハ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七一）。

（ニ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七二）。

（ホ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七三）。

（ヘ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七四）。

（ト）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七五）。

（チ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七六）。

（リ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七七）。

（ヌ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七八）。

（ル）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三七九）。

（ヲ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八〇）。

（ワ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八一）。

（カ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八二）。

（ヨ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八三）。

（タ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八四）。

（レ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八五）。

（ソ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八六）。

（ツ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八七）。

（ネ）產業組合の設立と負債整理と債務分を作行するもの　一事例（註三八八）。

（ナ）

（四）帝國の經濟

（イ）一九三二年のアメリカ經濟界は一般に今回の金融恐慌は勿論ニューヨーク株式市場における銀行取付の如き惨憺たる經驗は無論産業と理由なき恐怖によるものとし今後國民が一國決心の確固たる方針を樹立することを要望し又新大統領の適切なる施策並擧國一致の協力に期待し現下アメリカ國經濟の不完全なる點を指摘してその根本的改革論を提唱してゐる。

（ロ）ドイツ諸都市の動態は大體左の通りである。

一、危機の最中首都ベルリンの大部分の銀行が閉鎖されたが其の後漸次開業し現在では殆んど全部開業するに至つた。

二、一九三二年ドイツ財政の窮迫は外國債の元利支拂に支障を來したことに反しアメリカ合衆國の恐慌の影響は殆んどなく又ドイツ自身の外債不拂に原因してゐるからドイツ國民の對外信用は依然として強く從つて外國人の投資は殆んど減少しない。

三、何等特種の新事態を發生せざる限りアメリカは來年度も豫算を均衡せしめ得るであらう。

（ハ）ドイツ諸都市の動態は大體左の通りである。

一、危機の最中首都ベルリンの大部分の銀行が閉鎖されたが其の後漸次開業し現在では殆んど全部開業するに至つた。

二、一九三二年ドイツ財政の窮迫は外國債の元利支拂に支障を來したことに反しアメリカ合衆國の恐慌の影響は殆んどなく又ドイツ自身の外債不拂に原因してゐるからドイツ國民の對外信用は依然として強く從つて外國人の投資は殆んど減少しない。

三、何等特種の新事態を發生せざる限りアメリカは來年度も豫算を均衡せしめ得るであらう。

（ニ）一九三二年の英國財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ホ）一九三二年のフランス財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ヘ）一九三二年のベルギー財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ト）一九三二年のスイス財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（チ）一九三二年のスウェーデン財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（リ）一九三二年のノルウェー財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ヌ）一九三二年のデンマーク財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ル）一九三二年のフィンランド財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ヲ）一九三二年のポーランド財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ワ）一九三二年のチェコスロバキア財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（カ）一九三二年のハンガリー財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ヨ）一九三二年のルーマニア財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（タ）一九三二年のブルガリア財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（レ）一九三二年のユーゴスラビア財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ソ）一九三二年のギリシア財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ツ）一九三二年のトルコ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ネ）一九三二年のエジプト財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ナ）一九三二年のパレスチナ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ラ）一九三二年のシリア財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ム）一九三二年のイラク財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ウ）一九三二年のペルシア財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ヰ）一九三二年のアフガニスタン財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ノ）一九三二年のネパール財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（オ）一九三二年のブータン財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ク）一九三二年のシッキム財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ヤ）一九三二年のマカオ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（マ）一九三二年のフィリピン財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ケ）一九三二年のハワイ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（フ）一九三二年のアラスカ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（コ）一九三二年のカナダ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（エ）一九三二年のメキシコ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（テ）一九三二年のキューバ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ア）一九三二年のハイチ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（サ）一九三二年のドミニカ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（キ）一九三二年のジャマイカ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ユ）一九三二年のトリニダード・トバゴ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（メ）一九三二年のバルバドス財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ミ）一九三二年のジャマイカ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（モ）一九三二年のトリニダード・トバゴ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ヤ）一九三二年のバルバドス財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ユ）一九三二年のジャマイカ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ヨ）一九三二年のトリニダード・トバゴ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ラ）一九三二年のバルバドス財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（リ）一九三二年のジャマイカ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ル）一九三二年のトリニダード・トバゴ財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（レ）一九三二年のバルバドス財界は概ね平穩に經過したが年末に至り英國の對外債務支拂停止國の續出に伴ひ英國の對外債權の回收困難となり又英國内の失業者數も一時は三百萬人を突破したが其の後漸減の傾向を辿つてゐる。

（ロ）一九三四年十二月七日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ハ）一九三五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ニ）一九三六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ホ）一九三七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヘ）一九三八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ト）一九三九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（チ）一九四〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（リ）一九四一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヌ）一九四二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ル）一九四三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヲ）一九四四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ワ）一九四五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（カ）一九四六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヨ）一九四七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（タ）一九四八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（レ）一九四九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ソ）一九五〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ツ）一九五一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ネ）一九五二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ナ）一九五三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ラ）一九五四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（リ）一九五五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ル）一九五六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヲ）一九五七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ワ）一九五八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（カ）一九五九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヨ）一九六〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（タ）一九六一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（レ）一九六二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ソ）一九六三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ツ）一九六四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ネ）一九六五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ナ）一九六六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ラ）一九六七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（リ）一九六八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ル）一九六九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヲ）一九七〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ワ）一九七一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（カ）一九七二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヨ）一九七三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（タ）一九七四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（レ）一九七五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ソ）一九七六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ツ）一九七七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ネ）一九七八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ナ）一九七九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ラ）一九八〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（リ）一九八一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ル）一九八二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヲ）一九八三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ワ）一九八四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（カ）一九八五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヨ）一九八六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（タ）一九八七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（レ）一九八八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ソ）一九八九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ツ）一九九〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ネ）一九九一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ナ）一九九二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ラ）一九九三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（リ）一九九四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ル）一九九五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヲ）一九九六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ワ）一九九七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（カ）一九九八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヨ）一九九九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（タ）二〇〇〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（レ）二〇〇一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ソ）二〇〇二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ツ）二〇〇三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ネ）二〇〇四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ナ）二〇〇五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ラ）二〇〇六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（リ）二〇〇七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ル）二〇〇八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヲ）二〇〇九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ワ）二〇一〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（カ）二〇一一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヨ）二〇一二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（タ）二〇一三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（レ）二〇一四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ソ）二〇一五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ツ）二〇一六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ネ）二〇一七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ナ）二〇一八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ラ）二〇一九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（リ）二〇二〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ル）二〇二一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヲ）二〇二二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ワ）二〇二三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（カ）二〇二四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヨ）二〇二五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（タ）二〇二六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（レ）二〇二七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ソ）二〇二八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ツ）二〇二九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ネ）二〇三〇年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ナ）二〇三一年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ラ）二〇三二年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（リ）二〇三三年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ル）二〇三四年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヲ）二〇三五年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ワ）二〇三六年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（カ）二〇三七年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（ヨ）二〇三八年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議員は僅に一二人に過ぎない。

（タ）二〇三九年五月二十日の總選擧は從來の二三二人の議員の外に新たに一一二人の議員を出すことになつてゐるが其の中一〇〇人は從來の議員の再選であるから新議

種別	名稱	中和或は消毒劑
酸性ガス	無機性	鹽酸（鹽化水素等）、硫酸、硝酸等
	有機性	醋酸、醋酸鹽、醋酸不飽和酸等
鹽基性ガス	アムモニア	苛性アルカリ・石灰曹達
	アニリン等有機性	
	ニコチン等アルカロイド	
元素ガス	ハロゲン（鹽素・臭素・沃度等）	次亞硫酸曹達・苛性アルカリ・沃度加里液
	水銀	同上
	硫黄及び亞硫酸等	水硝酸銀液・マグネシア合劑
	黄燐	同上
	クロム	次亞硫酸曹達
	硫黄	苛性アルカリ
有機性ガス	二硫化炭素	石灰水
	フオスゲン	水、苛性アムモニア水
	フオルマリン	苛性アルカリ
	アクロレイン	石灰水
	タール鹽基	次亞硫酸曹達
	鹽化醋酸類	

右表のうち、鹽酸とは鹽酸、硫酸、硝酸を稱し、從つて次亞鹽素酸、亞硫酸、亞硝酸を含む。また亞砒酸・黄燐等に對するマグネシア合劑とは、鹽化マグネシア　一〇〇分　アムモニア　三五〇分　鹽化アムモン　二五〇分の處方によつて製せられたものである。

また、東京市民は、關東大震災突發を見るや、直に流言蜚語に惱まされた生々しい記憶を喚起するのであらう。それは井戸に亞砒酸のやうな毒藥の投下をなしもつて市民を水攻めにせんとする流言であつたもし將來大地震や戰爭のやうな場合或は過激團等の行爲によつて、これに類似したやうなことが生じた場合、或は個人に對し毒殺的犯罪の企圖された場合、或は亞砒酸殺鼠劑を嚥下した場合等を考へたならば、是非これに對する大體の處置を知つて置きたい。

第一にこのやうな水は飲まないことである。第二にもし飲んでしまつたら、硫酸々化鐵液一〇〇分、水二五〇分のものと、瓦製マグネシア一五分、水二五〇分のものと混ぜて嘔吐としたものを飲下して吾消しをすべきである。

また相當古くから用ひられてゐる毒物としてかつ毒ガスとし見なされる青酸劑（普通青酸加里）は、近頃他殺にも自殺にも使はれた例がある。これは呼吸したり嚥下すると、短時間にして作用し中毒死をいたすもし飲んだ直後ならば硫酸鐵齊液を飲まして、中和して胃洗滌を行へばよい。

櫻の新名所

各鐵道局において、本年新たに櫻の名所として紹介する箇所は、左の通りである。

札幌鐵道局管內

場所　上磯線松前陣屋　上磯線上邊路驛下車五キロ。乘合自動車（片道二十錢）徒歩では一時間二十分。

花期　五月中旬。道路約一キロ餘にわたり吉野櫻數百本ある。

仙臺鐵道局管內

場所　花巻温泉　東北本線花巻驛から電車約二十分花巻温泉下車。

花期　四月下旬から五月上旬　桑井吉野櫻ならびに山櫻が約五千本ある。

名古屋鐵道局管內

場所　內海町山寺櫻谷の櫻。金龍公園。山の吉原。

交通　內海町は武豐線武豐驛から一六キロ、乘合自動車五十錢。金龍公園は中央本線大井驛下車乘合自動車がある。山の吉原は東海道本線江尻驛下車八キロ、乘合自動車三十五分。

花期　何れの場所も四月中旬。

場所　（一）彦根城址　（二）富田　（三）鐘ヶ坂公園　（四）舞鶴公園　（五）朝來山　（六）眉山公園　（七）德島公園　（八）辻ノ山公園　（九）神田神社　（一〇）吹揚公園　（一一）長尾鶴亀公園　（一二）佐川　（一三）本山。

交通　（一）は東海道本線彦根驛下車約一キロ、同線同驛約四百メートル、（八）は豫讃線其浦驛下車約一キロ、（一〇）は同線今治驛下車約二キロ、乘合自動車五錢。（一一）は高徳線德島驛下車六キロ、自動車三十錢。（一二）は高知線佐川驛下車約三百メートル。（一三）は同線大杉驛下車約十キロ、自動車往復一圓。

花期　（一）（二）（三）（五）は四月中旬。他は何れも四月上旬（鐵道省運輸局）

最近官廳刊行圖書抄報

左記に各官廳近刊書中當局へ到著分の一部

◎航空事情　第九號　（陸軍航空本部）

◎電氣試驗所研究報告　第三三八號　（逓信省電氣試驗所）

同部發賣（麹町區集）　三〇錢　送料共

工政會發賣（麹町區丸ノ內有樂館內）　五五錢　送料四錢

◎臺北帝國大學理農學部紀要　第七卷第一號　（臺北帝國大學）

臺灣日日新報社發賣（臺北市榮町四）　一圓一五錢　送料六錢

◎千九百三十一年度日本帝國委任統治地域行政年報　（外務省）

◎職業紹介の事業　（東京地方職業紹介事務局）

◎全國公立中學校ニ關スル諸調査　（文部省）

◎速成堆肥製造法要綱　（農林省農事試驗場）

◎世界各國ニ於ケル度量衡　（商工省）

◎貨物輸送の過去現在竝設備大要　（仙臺鐵道局）

トラホーム豫防法令、診斷指針、分類澁滯及海外移住者トラホーム診斷標準　（拓務省）

◎北鮮開拓事業ニ依る火田民指導及森林保護施設計畫に依る概要　（朝鮮總督府）

◎昭和六年關東州貿易統計　（關東廳）

◎水產調査報告　第二七冊　（北海道廳水產試驗場）

◎專賣報告　（新潟縣鹽業試驗場）

◎昭和六年度鹽業取締事務成績　（群馬縣鹽業締取所）

◎昭和六年千葉縣統計書　第二編　（千葉縣）

◎三重縣蚕業組合要覽　（三重縣）

◎昭和七年度海軍志願兵徵募摘要　（愛知縣）

◎滋賀縣案內　（滋賀縣）

◎昭和七年度獄舍圍除害驅成績　（岐阜縣）

◎昭和六年福島縣獄務年報　（福島縣獄務所）

◎石川縣勢一覽　（石川縣）

◎第四島根縣市町村別統計書　（島根縣）

なほ、官廳刊行圖書の全部及び、その內容等については、當局發賣の「官廳刊行圖書目錄」に登載されてゐる。

因に同書第二十四號（昭和七年十月より十二月迄の分）は本日より發賣。

前週の官報に

◎府縣制中改正ノ法律ヲ施行スル爲ノ件（勅令）　四日

◎府縣制中改正法律施行ニ關スル件（勅令）　四日

◎昭和八年度特別志願士官採用ニ關スル諸件（陸軍省告示）　四

◎入學許可　東京帝國大學經濟學部、神戸商業大學（彙報）　四

◎醫師法中改正法律及歯科醫師法中改正法律（法律）　五

◎入學許可　岡山醫科大學、德島高等工業學校（彙報）　五

◎日本製鐵株式會社法及製鐵業奬勵法中改正法律（法律）　六

◎皇太子殿下御誕生ニ付大赦ヲ行ハセラル（勅令）　六

◎靖國神社臨時大祭につき諸官員並に陸海軍生徒及び官內職員に休暇を賜ふ旨仰出（內閣告示、宮內省告示）　六

◎入學許可　千葉醫科大學、長崎高等商業學校（彙報）　六

◎侍從武官長更迭（彼任及び辭令）　七

◎入學許可　熊本醫科大學、千葉高等園藝學校（彙報）　七

◎大正十五年法律第五十二號（特別都市計畫法第五條の土地區劃整理に伴ふ清算金及び補償金に關する件中改正法律（法律）　八

◎監獄官制中改正（勅令）　八

◎入學許可　東京帝國大學工學部（彙報）　八

昭和八年四月十二日印刷　昭和八年四月十二日發行
定價金拾錢（送料共）
編輯兼發行人　印刷局
東京市芝區新錢座一番地
印刷者　印刷局
東京市芝區新錢座一番地
發行所　官報發賣所
東京市芝區新錢座一番地
電話　銀座（57）一八〇〇番
振替口座　東京一六七五番

1882
定價金拾錢